

練馬区 災害時における透析医療
確保に関する行動指針 (改定案)

練馬区

令和 年 月

はじめに

練馬区は、昭和 57 年度に練馬区災害医療運営連絡会を設け、災害時の医療体制の確立に取り組んできました。平成 25 年 3 月に策定した練馬区地域医療計画では、区四師会をはじめとする区内各関係機関と連携し、災害時の医療救護体制の確立を目標に掲げています。この目標の実現に向けて区は、医療救護所等の災害医療救護訓練等、様々な取組を推進しています。

人工透析には電力と多くの水を必要とすることから、ライフラインがストップした場合、医療機関は透析を提供することが難しくなります。慢性的な維持透析患者は定期的に透析を受けないと命の危険に関わります。そのためかかりつけの透析医療機関が被災した場合には、代替の医療機関での透析が必要です。発災初期の混乱の中で、透析を実施できる医療機関の情報をどのように収集するか、当該医療機関までの交通手段をどのように確保するかなど、災害時における透析医療の課題は多岐に渡ります。

この「練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針」は、透析医療機関、透析患者、透析患者搬送団体、区のそれぞれが災害時にどのように行動し、透析医療を確保するかについて、基本的な手順をとりまとめたものです。区内 1,700 名を超える慢性期の維持透析患者の命を守るため、策定にあたっては各団体の皆様方から貴重なご意見を多数頂戴いたしました。心から感謝を申し上げます。

指針に示したそれぞれの行動は、災害が起きた時間帯や場所、自身の状態によって多様に変化すると考えられます。そのため、各主体は平常時から準備を行うとともに、発災時に冷静に行動できるよう、備えを充実していくことが重要です。透析患者の命を守るために、この指針が有益となれば幸いです。

目次

I 練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針

- 1 平常時からの準備 p1
- 2 情報の収集および伝達 p2
- 3 透析患者の受入調整 p3
- 4 患者の搬送 p4
- 5 透析医療確保活動のイメージ図 p5

II 行動指針策定の背景・各団体の具体的行動

- 第1章 行動指針策定の背景 p6
 - 1 行動指針策定の背景 p6
 - 2 行動指針の概要 p6
- 第2章 透析医療機関の活動 p7
 - 1 災害に対する備え p8
 - (1) 災害時マニュアルの策定
 - (2) 物資の備蓄等
 - 2 情報の収集および伝達 p9
 - (1) 患者への情報伝達
 - (2) 透析医療機関同士で交換／共有する情報の連絡
 - (3) 透析患者搬送団体への情報提供
 - (4) 練馬区への情報提供
 - 3 透析患者の受入調整 p12
- 第3章 透析患者の活動 p15
 - 1 災害に対する備え p16
 - (1) 平常時の心構え
 - (2) 災害時の情報連絡手段の確認
 - (3) 近隣の避難拠点の確認
 - (4) 透析医療機関の災害時マニュアルの確認

2	災害発生時の行動	p17
	(1) 医療機関内で被災した場合	
	(2) 自宅で被災した場合	
	(3) 外出中に被災した場合	
3	透析医療機関の状況把握	p18
	(1) 透析医療機関からの情報収集	
	(2) 避難拠点からの情報収集	
4	透析医療機関への移動	p18
	(1) 自宅から透析医療機関へ通院する場合	
	(2) 避難拠点から透析医療機関へ通院する場合	
5	災害時の食事について	p19

第4章 透析患者搬送団体の活動 p21

1	災害に対する備え	p22
2	情報収集および伝達	p22
	(1) 透析医療機関との情報連絡	
	(2) 練馬区との情報連絡	
3	透析患者の搬送	p22
	(1) かかりつけ透析医療機関で透析を受ける患者の搬送	
	(2) 他の透析医療機関で透析を受ける患者の搬送	
	(3) 透析患者搬送団体間の協力体制	
	(4) 早期に透析が必要な患者の搬送	

第5章 練馬区の活動 p25

1	情報収集および伝達	p26
	(1) 区内透析医療機関の状況把握	
	(2) 避難拠点における情報提供	
	(3) 透析患者搬送団体の状況把握	
2	透析医療の提供にかかる調整	p26
	(1) 患者受入状況の把握	
	(2) 患者受入調整	
	(3) 早期に透析が必要な患者の受入れ要請	
3	透析患者の搬送	p27
	(1) 早期に透析が必要な患者の搬送	
	(2) 都外への広域搬送	
4	医薬品の調達協力	p27

第6章 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p28

- (1) 練馬区地域防災計画抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p29
- (2) 災害時における透析患者搬送に関する協定書・・・・・・・・・・p42
- (3) 災害時における透析患者搬送に関する協定締結団体一覧・・・・p44
- (4) 区内透析医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p45
- (5) 災害伝言ダイヤル使用マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p47
- (6) 練馬区避難拠点等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p48
- (7) 災害時の食事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p57
- (8) 災害時透析患者カード（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p59
- (9) 災害時の透析医療の確保に関する連絡会名簿・・・・・・・・・・・・p65

I 練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針

災害時には、「透析医療機関」「透析患者」「透析患者搬送団体」「区」（以下四者という。）が連携して、透析医療を提供するまたは受けられる環境を確保する必要があります。

そのためには、まずは四者それぞれが平常時から十分な準備をしておくことが必要です。そのうえで発災時には、「情報の収集及び伝達」「透析患者の受入調整」「患者の搬送」というステップごとに、四者が連携して行動することが求められます。それぞれの基本的な行動や考え方を平常時から共有し、円滑な透析医療の確保を図ります。

1 平常時からの準備

災害時においても迅速に透析医療を提供する体制を整えるためには、四者が平常時から十分な準備をしておくことが必要です。

① 透析医療機関

- i) 自施設のレイアウト等に応じた行動マニュアルを定めるとともに、訓練等を通じて適宜マニュアルの見直しを図ります。(p8)
- ii) 水や医薬品などの物資の備蓄を図るとともに、災害時優先電話等の通信手段を整備します。(p8)

② 透析患者

- i) 災害時透析カードや保険証などの災害時に携帯するものや、災害時にとるべき行動および近隣の避難拠点をあらかじめ確認しておきます。(p16)
- ii) かかりつけ透析医療機関が作成する災害時マニュアルを確認しておきます。(p17)

③ 透析患者搬送団体

- i) マニュアルの策定等を通じて透析医療機関と十分な調整を行っておきます。(p22)

④ 練馬区

- i) 医療救護所訓練等を通じて行動指針の周知啓発に努めるとともに、災害時の透析医療確保に向け、当該行動指針を適宜見直します。(p26)

2 情報の収集および伝達

災害時に最も必要となる情報は、かかりつけ透析医療機関における透析医療の継続可否状況です。

これは、ライフラインの被害状況や建物の損傷状況によって変わります。透析医療の確保の第一歩としてまずは、透析医療機関、透析患者、透析患者搬送団体、区が情報を共有します。

① 透析医療機関

- i) 自施設の被害や透析可否状況について、災害時優先電話や衛星携帯電話等の手段を用いて患者・他透析医療機関・搬送団体・区に情報を提供します。(p9)
- ii) 区内透析医療機関ネットワークや日本透析医会災害時情報ネットワーク等を用いて、他透析医療機関の情報を把握します。(p9)

② 透析患者

- i) 被災した場所（医療機関内、自宅、外出中）によって、取るべき行動が異なるため、状況に応じた適切な行動をとります。(p17)
- ii) 電話やホームページ、災害用伝言ダイヤル等を用いてかかりつけ透析医療機関の情報を収集します。また、避難拠点で情報を収集します。(p18)

③ 透析患者搬送団体

- i) 搬送体制を早期から確立し迅速な搬送を行うために、透析医療機関の被害状況等を把握します。(p22)

④ 練馬区

- i) 区内透析医療機関ネットワークや日本透析医会災害時情報ネットワーク等を閲覧し、区内透析医療機関の被害状況を把握します。また、専門医療拠点病院（東海病院）に対して、直接被害状況等を確認します。(p26)
- ii) 透析患者が必要な情報を把握できるよう、区は、把握した透析医療機関情報を避難拠点へ速やかに伝達します。(p26)

3 透析患者の受入調整

施設の建物被害やライフラインの被害状況により、透析医療機関における透析が一定の期間不可能となることが考えられます。

透析が不可能となった医療機関の患者を、いつどの医療機関で受け入れるか調整を図ります。

① 透析医療機関

- i) 区内透析医療機関ネットワーク等を用い、透析医療機関間で患者の受入調整を行います。また、その進捗状況を透析患者、透析患者搬送団体、区に伝達します。(p12)
- ii) 受入れ調整の終了後、可能な限り早期に情報の更新を図り、次回の受入調整に備えます。(p12)

② 透析患者

- i) 代替となる透析医療機関を確認し、通信手段や透析開始時刻を把握します。(p18)
- ii) 次回の透析までの期間が長期化することを想定し、塩分やカリウムなどの摂取について注意します。(p19)

③ 透析患者搬送団体

- i) 透析医療機関と患者の受入調整を確認し、搬送ルート等について検討します。(p22)

④ 練馬区

- i) 透析医療機関間で行っている患者の受入れ調整情報を収集します。(p26)
- ii) 避難拠点において早期に透析が必要な患者がいる場合、専門医療拠点病院（東海病院）に患者受入れを要請します。(p27)

4 患者の搬送

災害時には平常時に用いている手段での通院が難しくなることが考えられます。公共交通機関や自家用車で通院できなくなった患者や、他医療機関で透析を受ける患者の搬送手段を確保します。

① 透析医療機関

i) 搬送団体や区と連携し、透析患者の搬送を支援します。(p12)

② 透析患者

i) かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している搬送団体と連絡・調整を行い、代替施設への通院手段を確保します。(p18)

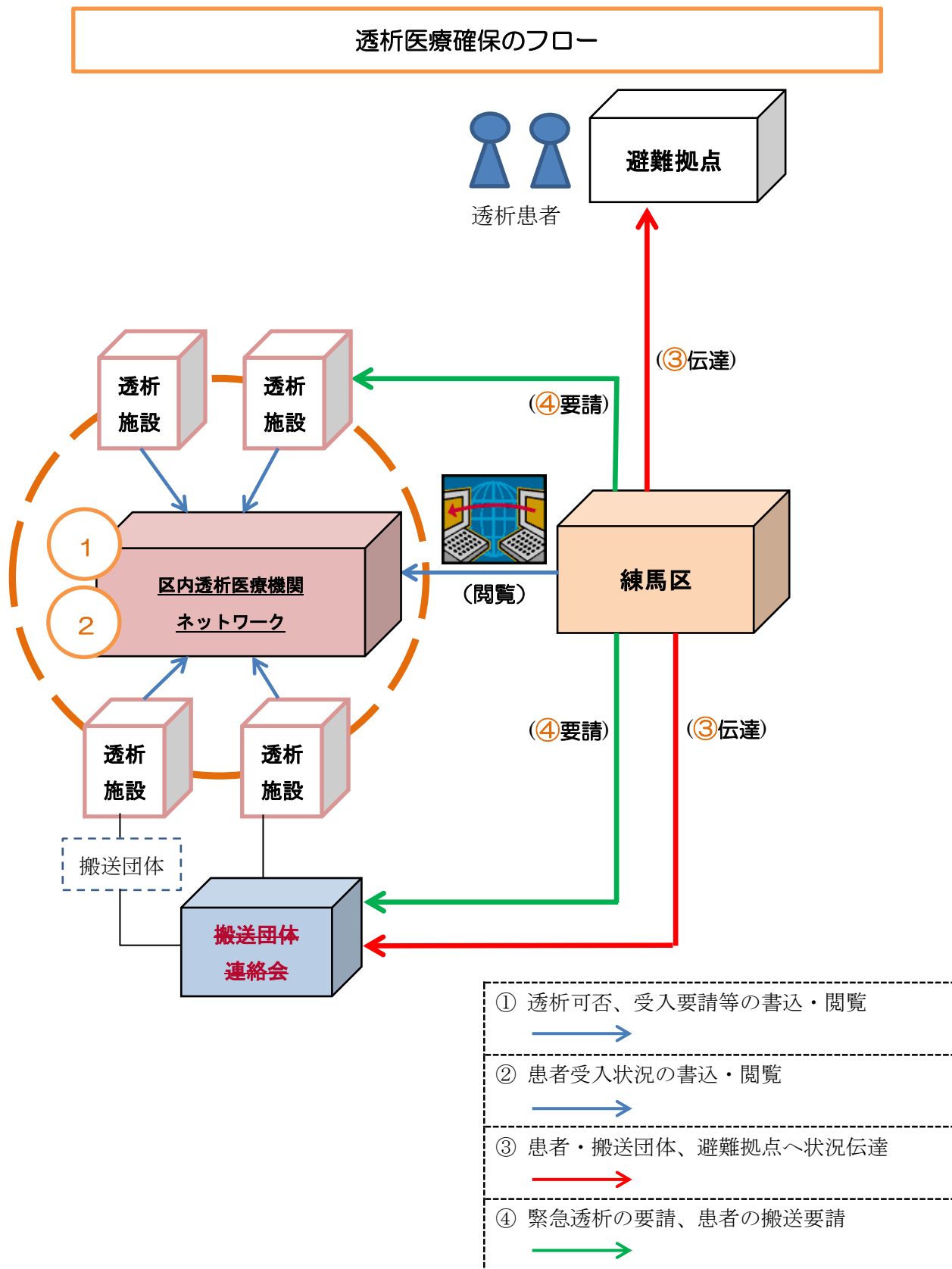
③ 透析患者搬送団体

- i) 透析患者をかかりつけ透析医療機関または患者受入れ透析医療機関へ搬送します。(p22)
- ii) 搬送団体間で災害時の患者搬送について連携・協力します。(p23)
- iii) 区の要請を受け、避難拠点から専門医療拠点病院（東海病院）へ早期に透析を受ける必要がある患者を搬送します。(p23)

④ 練馬区

- i) 早期に透析が必要な患者が避難拠点にいる場合、透析患者搬送団体連絡会に患者の搬送を要請します。(p27)
- ii) 区内透析医療機関で透析が受けられない患者を都外へ搬送するよう東京都へ要請します。(p27)

5 透析医療確保活動のイメージ図



Ⅱ 行動指針策定の背景・各団体の具体的行動

第1章 行動指針策定の背景

1 行動指針策定の背景

災害時における透析医療の確保のためには、透析医療機関における災害用設備の充実、情報収集手段や連絡手段の確保、かかりつけ医療機関で透析が受けられない場合の調整方法、患者の搬送方法などの様々な問題を解決する必要があります。それらの問題を解決するためには、各関係者の協力が不可欠です。

本指針の策定にあたっては、まず災害時の透析医療確保について3つのステップを設定し、各ステップにおける問題点や各関係者が取り組む事項を整理しました。それらを踏まえて各関係者の災害時における基本的な活動内容をまとめ、災害時における活動を共有できるように、本指針を策定しています。

2 行動指針の概要

① 透析医療確保活動における各ステップの目的

1 情報収集および伝達	透析医療機関の被害状況、透析可否状況などを共有します。
2 透析患者の受入調整	透析が受けられない患者を他の医療機関で受け入れるよう調整します。
3 患者の搬送	災害時の交通手段を確保します。

② 透析医療機関の活動

自らの施設の被害状況、透析可否状況を患者に伝えます。また、透析が不可能となった場合、他透析医療機関と患者の受入れ調整を行います。

③ 透析患者の活動

かかりつけ透析医療機関の情報を収集することや透析医療機関への移動手段を確保します。また、災害時の食事に関する注意点を確認します。

④ 透析患者搬送団体の活動

透析医療機関や区と情報を共有します。災害時における患者搬送計画を作成します。

⑤ 練馬区の活動

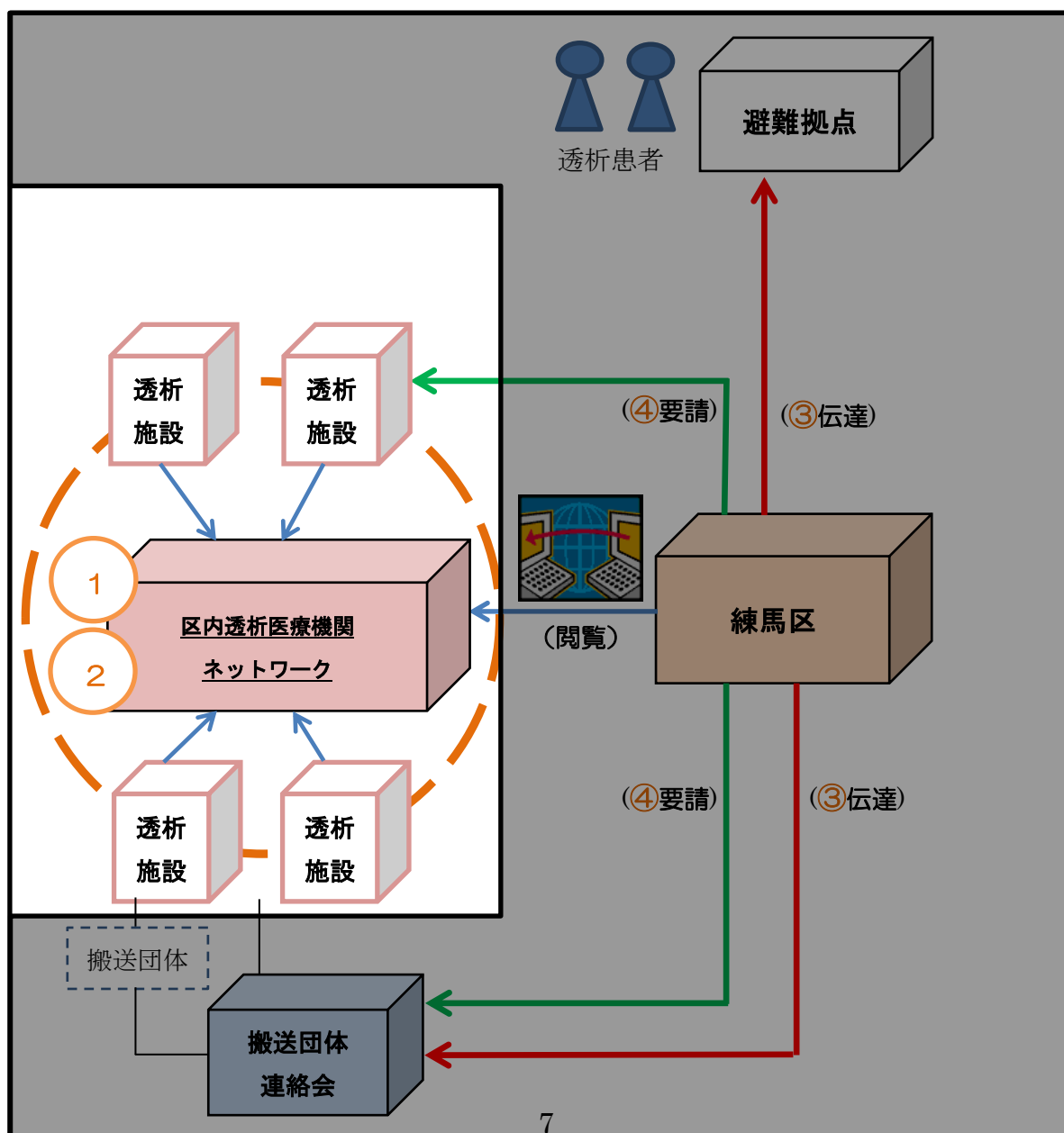
災害時における情報収集の方法や収集した情報の伝達方法について明らかにします。

第2章 透析医療機関の活動

【ポイント】

- 自らの施設の被害状況を把握し、患者に伝えます。
- 透析が不可能となった場合、他透析医療機関と患者の受入れ調整を図るなど、災害時透析医療の確保のための中心的役割を担います。

透析医療確保のフロー（透析医療機関）



1 災害に対する備え

災害の発生初期に、スムーズな初動対応を行うためには、平常時における十分な準備が必要です。

災害が発生した場合に備え、平常時から職員態勢の計画や災害時の行動計画の策定などの準備を行います。

(1) 災害時マニュアルの策定

災害時において適切な行動をとるために、透析医療機関は施設のレイアウト等に応じた災害時の行動マニュアルをあらかじめ定めておきます。

なお、マニュアルを策定した後は、訓練を通じて適宜マニュアルの見直しを図ります。

【災害時マニュアルに位置付ける主な内容】

- ① 発災直後のスタッフ・患者の安全確保
- ② 自施設の透析医療提供体制の構築
- ③ 患者、他透析医療機関、区、透析患者搬送団体との情報連絡
- ④ 患者の受入調整
- ⑤ 患者の搬送体制の確保
- ⑥ 医薬品が不足した場合の調達手順
- ⑦ 復旧にかかる調整

(2) 物資の備蓄等

災害時においては、ライフラインの被害状況や道路の通行状況等によって物資の供給が途絶える場合も想定されます。

そこで平常時から以下の事項について対策をたてるとともに、訓練を通じて随時見直しを行います。

【平常時からの対策事項】

- ① 水や医薬品、食糧などの物資および備蓄量の確保
- ② 備蓄場所の確認
- ③ ランニングストックの計画策定
- ④ 自家発電機や災害時優先電話などの設備の充実

2 情報の収集および伝達

透析医療機関が収集・伝達する必要がある情報は以下のとおりです。いずれも透析の確保のためには欠かせない情報であることから、透析医療機関は情報を迅速に収集し、適切に伝達することが求められます。

【透析医療機関が収集・伝達すべき情報】

- ① 自施設の建物被害やライフライン被害の状況
- ② 透析の継続可否
- ③ (継続可能の場合、) 他医療機関からの受入れ可能人数
- ④ (継続できない場合、) 他医療機関への受入れ要請人数
- ⑤ 患者搬送体制の確保の可否

(1) 患者への情報伝達

透析医療機関は自施設の被害状況や透析の可否状況について、自施設の患者に伝達します。災害時において情報を的確に伝達するためには、災害時の情報伝達体制や方法を平常時から定め、患者と十分に共有しておくことが必要です。伝達方法については以下が考えられます。

【患者への情報伝達方法】

- ① 患者からの問い合わせ電話への応答
- ② 自施設ホームページへの記載
- ③ 災害用伝言ダイヤルの使用 (資料編 p47)
- ④ 医療機関前の張り紙
- ⑤ 災害時優先電話の活用
- ⑥ 災害時連絡網の活用

(2) 透析医療機関同士で交換／共有する情報の連絡

i) 区内透析医療機関ネットワーク

区内透析医療機関が参加するネットワーク (フェイスブック内グループ) を用い、自施設の透析可否状況、患者受入れ要請人数および受入れ可能人数を伝達し、また、他透析医療機関の透析可否状況を収集します。

透析医療機関は、災害時においては、第一に、区内の医療機関間で患者の受入調整を行います。

【区内透析医療機関ネットワーク】

NDCCCCE&災害時情報伝達（フェイスブック内グループ）

被害情報記載テンプレート

- ① 施設名（書込者の所属する施設名）
- ② 施設被害（施設の被害）
- ③ 透析の可否（施設での透析の可否）
- ④ 患者搬送（自施設から他施設への患者搬送の要・不要）
- ⑤ 患者受入（他施設から自施設への患者の受入の可否）
- ⑥ その他（いつの情報か、ライフラインの断絶具合はどうか）

ii) 日本透析医会災害時情報ネットワーク

自施設の透析医療の継続可否について日本透析医会災害時情報ネットワークへ書き込み、他医療機関の透析可否状況を収集します。

【日本透析医会災害時情報ネットワーク】

URL 「<http://www.saigai-touseki.net/>」

日本透析医会
Japanese Association Of Dialysis Physicians

日本透析医会 災害時情報ネットワーク
災害時情報伝達・集計専用ページ

アクセス時間：2015年07月06日（月曜日）16時44分
管理者IDをお持ちの方 [ログイン](#) [RSS](#)

HOME

このページについて

当ネットワークでは震度5以上の地震と、国または地方公共団体により災害救助法が適用されるような、広範囲にわたる構造物の損壊・焼失・浸水・流失、交通網の遮断などの被害が発生した場合に活動を開始します。近くの地域でそのようなことを知った場合には、以下の方法で施設情報の送信をお願いします。
[災害時情報送信]をクリックすると情報伝達フォームが表示されます。各入力項目の説明に従って情報を入力し、登録して下さい。同じ施設で情報を更新して登録した場合、集計は最新の情報を採用して計算されます。

最新情報
データはありません

● 支部災害時情報伝達ページ

日本透析医会
OFFICIAL SITE
災害時情報ネットワーク(副本部)
お問い合わせ
免責事項

iii) 東京都区部災害時透析医療ネット ワーク メーリングリスト

ii) 日本透析医会災害時情報ネットワークに書き込むと、東京都区部災害時透析医療ネットに参加している透析医療機関に自動的にメールが送付されます。また、他透析医療機関が書き込んだ情報もメールで自動的に配信されます。

【東京都区部災害時透析医療ネットワーク】

URL 「<http://www.tokyo-hd.jp/>」

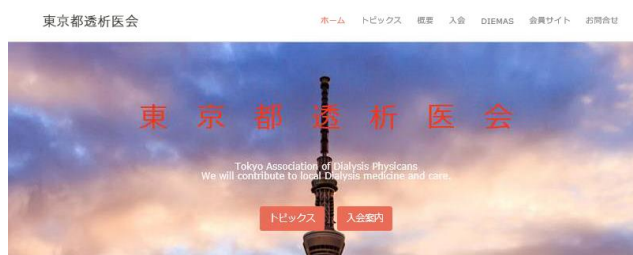


iv) Tokyo DIEMAS (緊急時透析情報共有マッピングシステム)

東京都透析医会の災害時の情報共有システムで、マップ上の自施設を選択して、被害状況等を入力し、東京都全体でその情報を共有することができます。

【Tokyo DIEMAS (緊急時透析情報共有マッピングシステム)】

URL 「<https://tokyo-touseki-ikai.com/>」



iv) 専門医療拠点病院（透析）

専門医療拠点病院（透析）に指定されている東海病院においては、衛星携帯電話等を用いて、施設の被害状況等を直接区に伝達します。

(3) 透析患者搬送団体への情報提供

平常時から患者を搬送している透析患者搬送団体に自施設の透析可否状況等を伝達します。自施設への患者搬送や他施設への患者搬送について搬送団体と連携して搬送体制を確立します。

(4) 練馬区への情報提供

上記ネットワークへの書込みが不可能となった場合、自施設の被害状況や透析医療の可否状況について、災害時優先電話などを活用し、区に報告します。

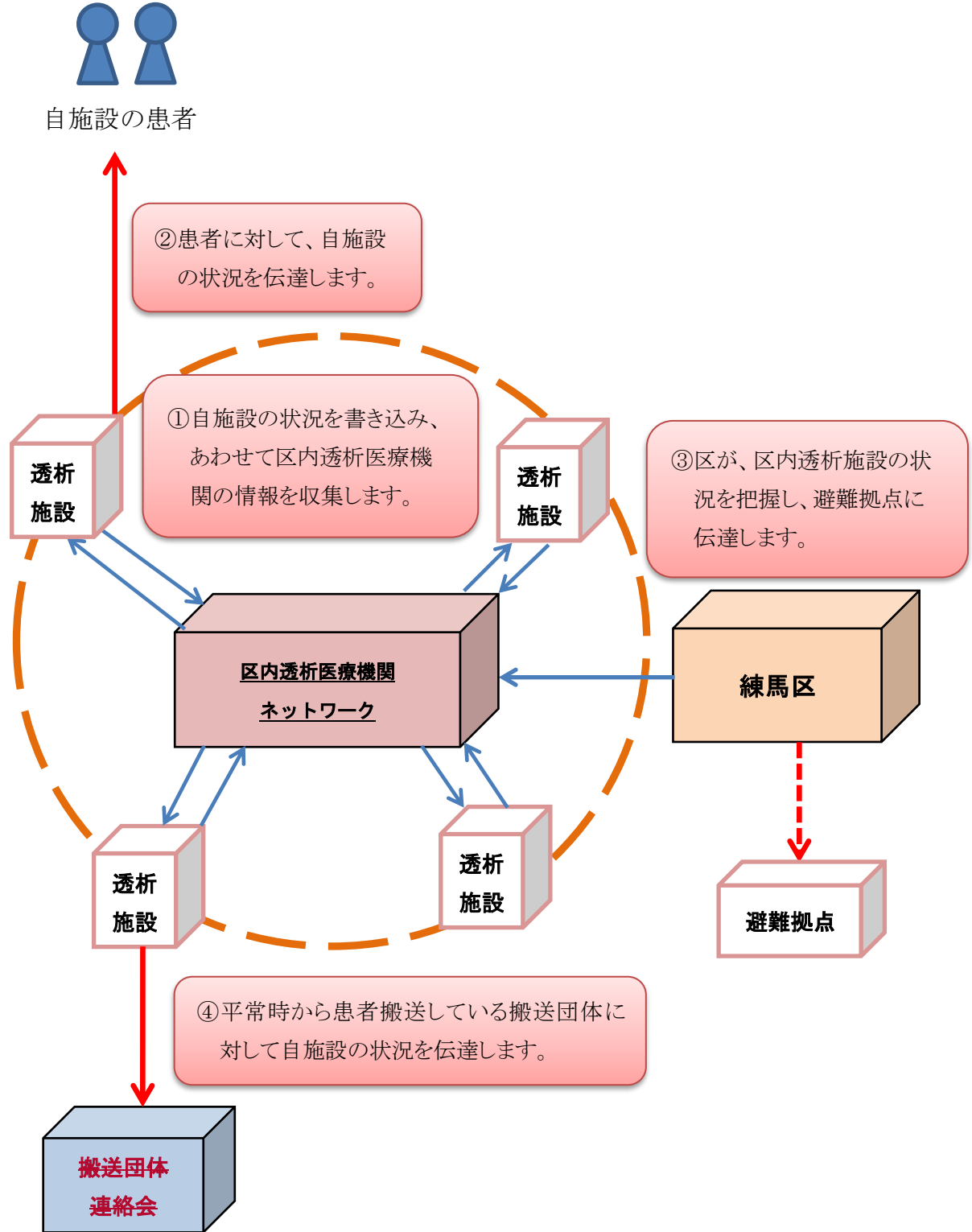
3 透析患者の受入調整

透析の可否情報等をネットワークに書き込むとともに、透析医療機関はかかりつけ医療機関で透析が受けられない患者の受入調整を行います。区内透析医療機関ネットワーク等を用いて患者の受入調整を行います。

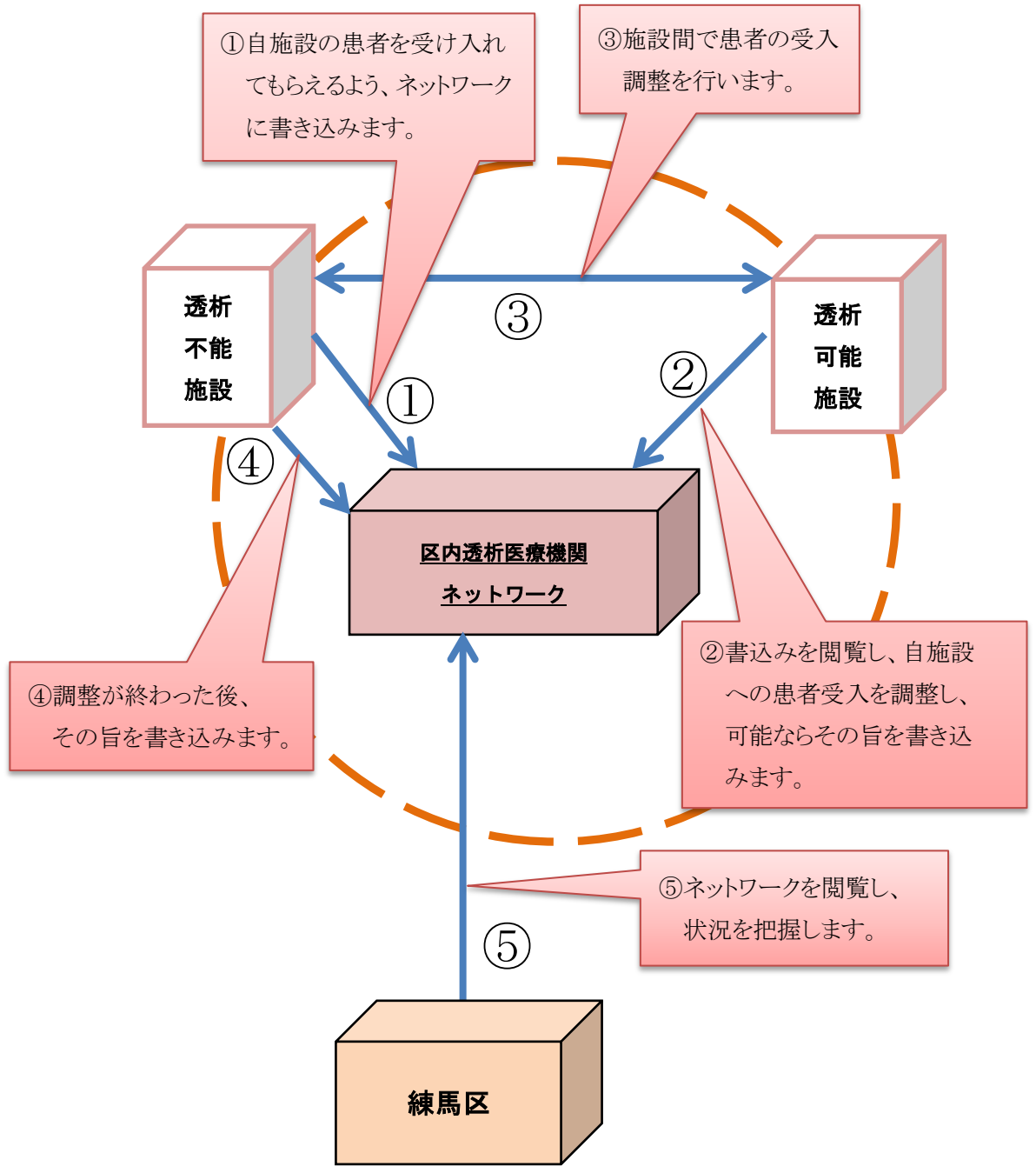
患者の受入調整が済んだ場合には、その旨を区内透析医療機関ネットワーク等に書き込み、可能な限りリアルタイムで情報を共有します。

受入調整後の患者搬送については、平常時から協力している搬送団体や区と連携し、迅速な搬送を支援します。

状況把握・情報連絡のフロー図



透析患者の受入調整のフロー

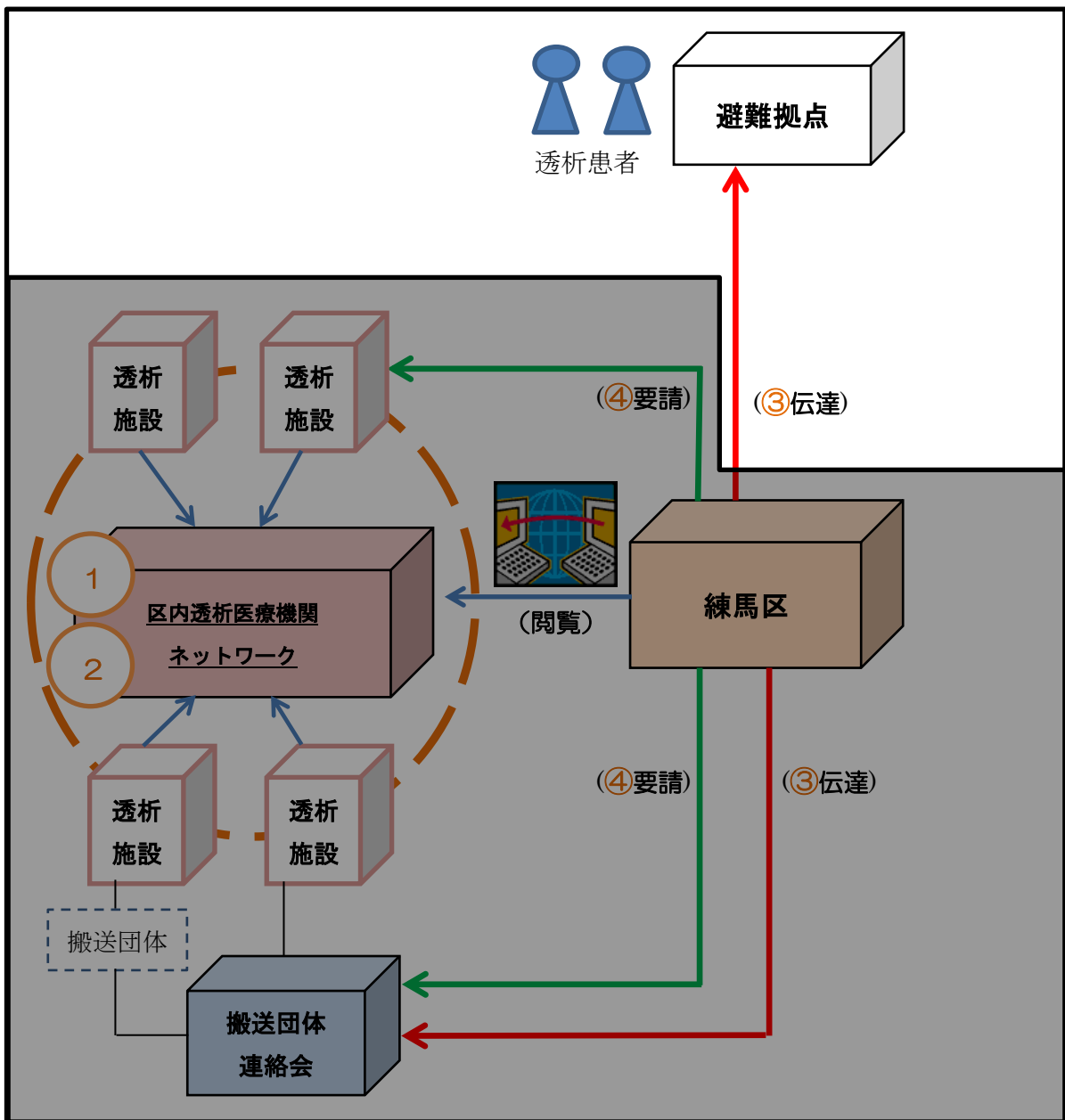


第3章 透析患者の活動

【ポイント】

○かかりつけ透析医療機関で透析が受けられなくなった場合の対応を、あらかじめかかりつけ透析医療機関と取り決めておきます。

透析医療確保のフロー（透析患者）



1 災害に対する備え

(1) 平常時の心構え

大きな災害に「いつ」「どこで」被災するかは誰にもわかりません。災害が発生しても落ち着いて行動し、適切に透析を受け続けるためには、日頃から、事前の準備を十分にしておくことが重要です。

【平常時からの備え】

- ① 「自助」「共助」の心持ち
- ② 災害時の情報連絡手段の確認
- ③ 「災害用伝言ダイヤル」の使用方法的確認や、訓練の実施
- ④ 自宅から直近の避難拠点へのルートの確認
- ⑤ 災害時透析患者カード（※）と保険証一式の携帯
※ 自分の透析条件を記載しているカード（資料編 p59）
- ⑥ 災害時にとるべき行動について、医療機関との問題認識の共有

(2) 災害時の情報連絡手段の確認

災害時の情報連絡手段を平常時から透析医療機関と患者が共有していることが重要です。平常時から、かかりつけ透析医療機関と情報連絡手段の確認をしておきます。

【情報連絡手段】

- ① 医療機関への問い合わせ電話
- ② 医療機関ホームページの閲覧
- ③ 災害用伝言ダイヤルの使用
- ④ 医療機関での張り紙

(3) 近隣の避難拠点の確認

自宅が被災した場合には、練馬区防災地図を参照し、近隣の避難拠点に避難してください。平常時から自宅から近い避難拠点を確認しておくことが重要です。

【練馬区防災地図】

練馬区では、震災時における避難拠点や医療救護所、防災井戸などを記した防災地図を作成しています。

印刷物は、区が各戸配布している「わたしの便利帳」にはさみ込まれているほか、危機管理室窓口でも受け取ることができます。

また、練馬区のホームページから、データをダウンロードできます。

透析医療機関や搬送団体の送迎を利用している方は、どのように避難拠点に向かうのか、平常時から確認しておくことが大切です。また、自分が避難するであろう避難拠点を、あらかじめ透析医療機関や搬送団体に伝えておくことも大切です。

区は区内透析医療機関の状況を把握し、速やかにその情報を避難拠点へ伝達します。区内透析医療機関の状況が把握できない時は、避難拠点で、透析医療機関の情報を確認します。

(4) 透析医療機関の災害時マニュアルの確認

各透析医療機関は、医療機関ごとに災害時マニュアルを策定しています。自分がどのように行動すればよいか、透析医療機関のマニュアルを確認します。

2 災害発生時の行動

災害が発生した場合に取るべき行動は、被災した時間帯や場所などによって変わります。状況に応じた行動を取ることが重要です。

(1) 医療機関内で被災した場合

- i) 透析医療機関の災害時マニュアルや職員の指示に従い、行動します。
- ii) 透析医療機関が自施設の被害状況を確認するために一定の時間を要します。次回の透析など、今後の対応に関する説明があるまで指示された場所で待機します。

(2) 自宅で被災した場合

1) 自宅での生活が可能な場合

- i) かかりつけ透析医療機関の状況を電話や災害用伝言ダイヤル（資料編 p47）を使用して確認します。情報を得られなかった場合、透析医療機関に出向いて確認するか、近隣の避難拠点で情報を得ます。
- ii) 通院手段について確認します。平常時通りの通院が難しい場合、かかりつけ透析医療機関に連絡して通院手段を確保します。
- iii) 透析患者会のネットワークや患者同士の連絡網を活用して、情報を収集します。

2) 避難拠点へ避難する場合

- i) 災害時透析患者カード、保険証などを持参します。
- ii) 避難拠点で区内透析医療機関の被害状況を確認し、透析を受ける医療機関への通院方法を検討します。
- iii) 自力での通院が不可能な場合、まず、かかりつけ透析医療機関や平常時に利用している搬送団体へ連絡します。通院手段が確保できない場合には避難拠点で支援を求めます。

(3) 外出中に被災した場合

- i) 自宅に戻ることが可能な場合、自宅で被災した場合と同様に行動します。
- ii) 自宅に戻れない場合は、近くの透析医療機関もしくは避難拠点へ向かい、透析患者であることを申告して支援を仰ぎます。

3 透析医療機関の状況把握

透析医療機関の被害状況を把握する方法は、以下の2通りがあります。

(1) 透析医療機関からの情報収集

透析患者自身がかかりつけ透析医療機関と連絡を取り、次回の透析やその際の通院方法について確認します。

(2) 避難拠点からの情報収集

区は区内透析医療機関の被害状況や透析の可否状況を収集し、区内
9899か所の避難拠点へ伝達します。(資料編 p 48)

透析医療機関と連絡が取れない透析患者は、避難拠点で情報を把握します。

4 透析医療機関への移動

平常時とは通院の手段を変えざるを得ない場合に、透析医療機関への移動方法は以下の2通りがあります。

(1) 自宅から透析医療機関へ通院する場合

自身での通院が難しい場合は、かかりつけ透析医療機関へ連絡して通院手段を確保します。

(2) 避難拠点から透析医療機関へ通院する場合

自身での通院が可能な場合は、自ら医療機関へ向かいます。

自身での通院が難しい場合は、避難拠点の災害時優先電話でかかりつけ透析医療機関へ連絡して通院手段を確保します。

5 災害時の食事について

災害時における人工透析の間隔日数は、災害の大きさや区内の透析医療機関の被害状況によるため、一概には示せません。

こうしたことから、災害時においては、透析患者は食事や水分摂取に十分に注意し、体調管理をする必要が有ります。

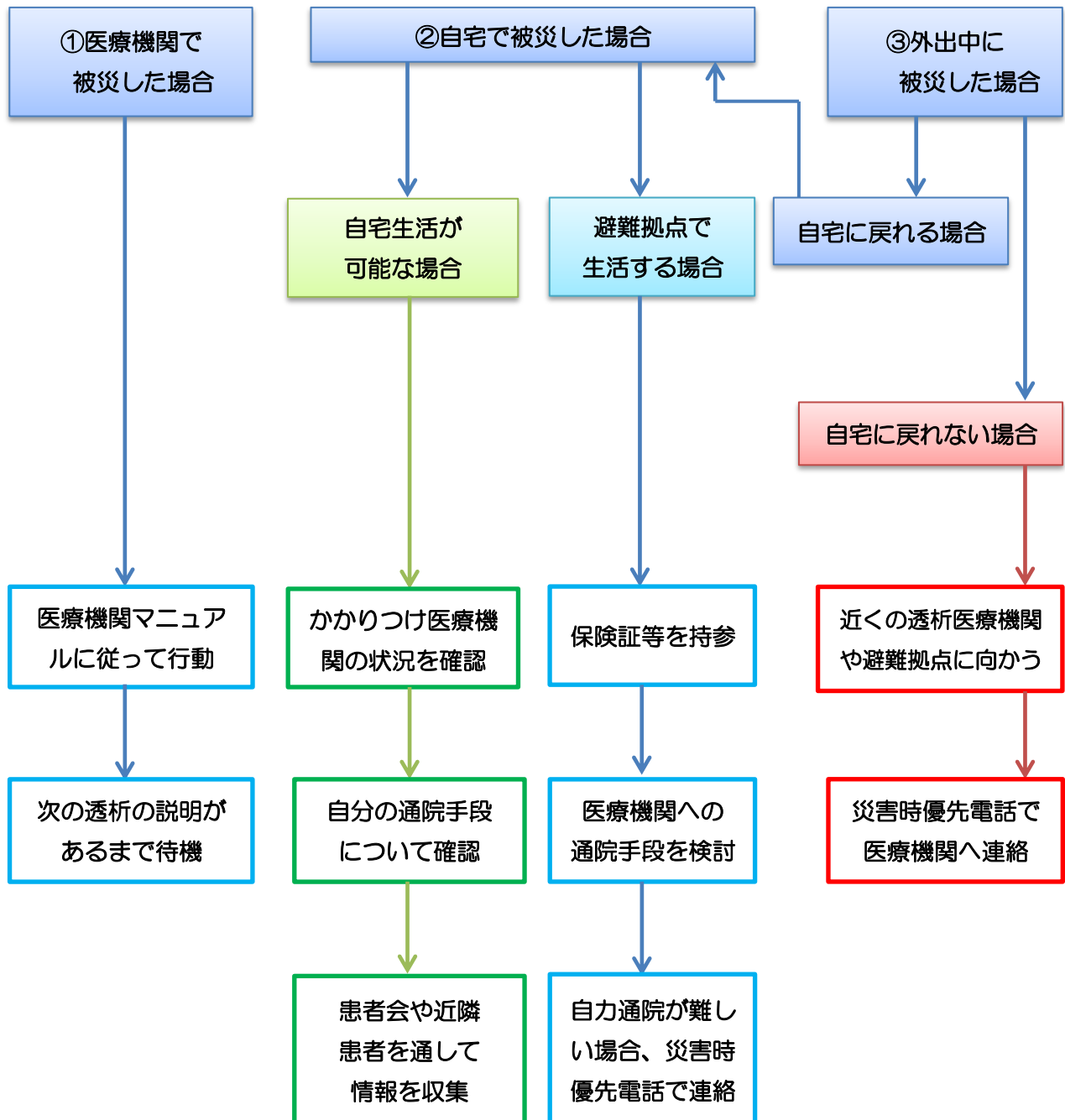
例えば食事療法では、エネルギーを確保する、塩分やたんぱく質をとり過ぎない、カリウム制限がある場合は果物や野菜・果汁100%のジュースを控えるなどが基本です。

練馬区健康推進課では、日頃からの食の備えを進めるために、「いざという時の食に備えて」（資料編p57）を作成しています。

また、「腎機能が低下している人の食事のポイント」（資料編p58）というポスターを区内病院管理栄養士と共に作成し、発行しています。

透析患者はこれらを参考に、災害時の食生活について平常時から知識を深め、必要な備えをしておきましょう。

被災場所に応じたその後の行動フロー

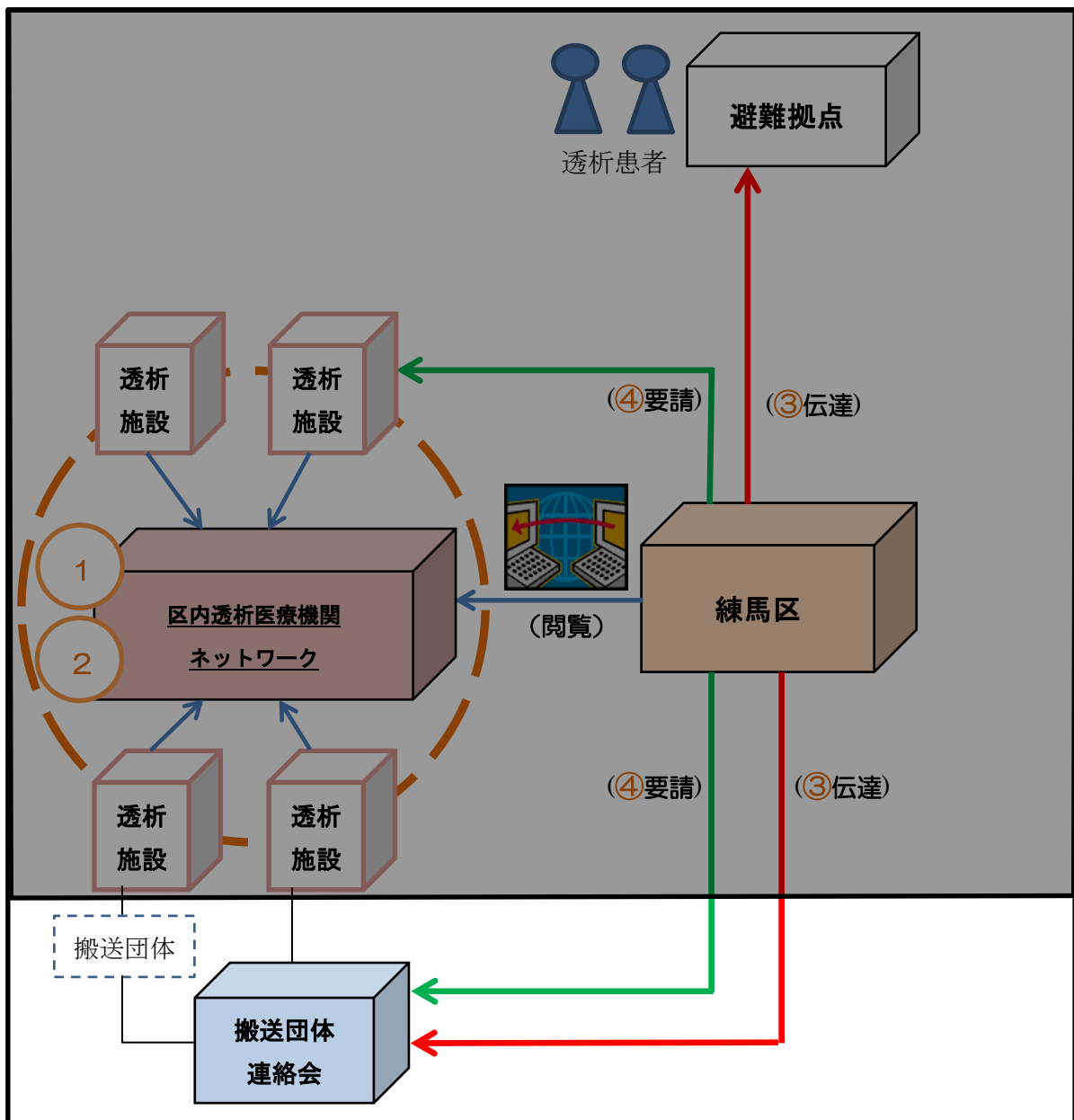


第4章 透析患者搬送団体の活動

【ポイント】

○平常時から透析医療機関や区と情報を共有し、災害時の体制を構築します。

透析医療確保のフロー（透析患者搬送団体）



1 災害に対する備え

透析患者搬送団体は、透析医療機関と患者をつなぐ重要な役割を担っています。搬送団体は、災害時において透析患者の搬送が滞らないよう、平常時から災害時の体制等について医療機関と情報共有しておく必要があります。

透析医療機関と搬送団体が同一法人等の場合には、患者搬送のあり方について医療機関の災害時マニュアルに明記します。一方、透析医療機関と搬送団体の運営主体が異なる場合には、災害時における対応について、医療機関と十分な調整をしておく必要があります。

2 情報収集および伝達

患者搬送体制を早期から確立し、迅速な搬送を行うために、透析患者搬送団体は以下の情報収集および伝達を行います。

(1) 透析医療機関との情報連絡

透析医療機関の透析可否によって、透析患者搬送団体の活動内容が変わるため、搬送団体は患者を搬送している医療機関の被害状況等を把握する必要があります。その際には、自らの搬送団体の被害状況を医療機関へ伝達し、お互いの情報を共有します。

医療機関での透析が可能であれば、医療機関からの要請を待ち、患者搬送に備えます。

医療機関での透析が不可能な場合には、他透析医療機関と連携して、いつどこに患者を搬送するかを調整し、搬送体制を組みます。

(2) 練馬区との情報連絡

災害時の透析患者搬送を迅速に行うため、透析患者搬送団体は自団体の運行状況を透析医療機関だけでなく、区に伝達します。

3 透析患者の搬送

(1) かかりつけ透析医療機関で透析を受ける患者の搬送

かかりつけ医療機関において透析が可能な場合、平常時と同様に患者の搬送を行います。

(2) 他の透析医療機関で透析を受ける患者の搬送

かかりつけ透析医療機関で透析を受ける患者の場合、原則として平常時と同様に患者の搬送を行います。

なお、搬送先が都外となる場合は、区が東京都に対して搬送手段の確保を要請します。患者搬送団体は、区が指定する集合場所まで患者を搬送します。

(3) 透析患者搬送団体間の協力体制

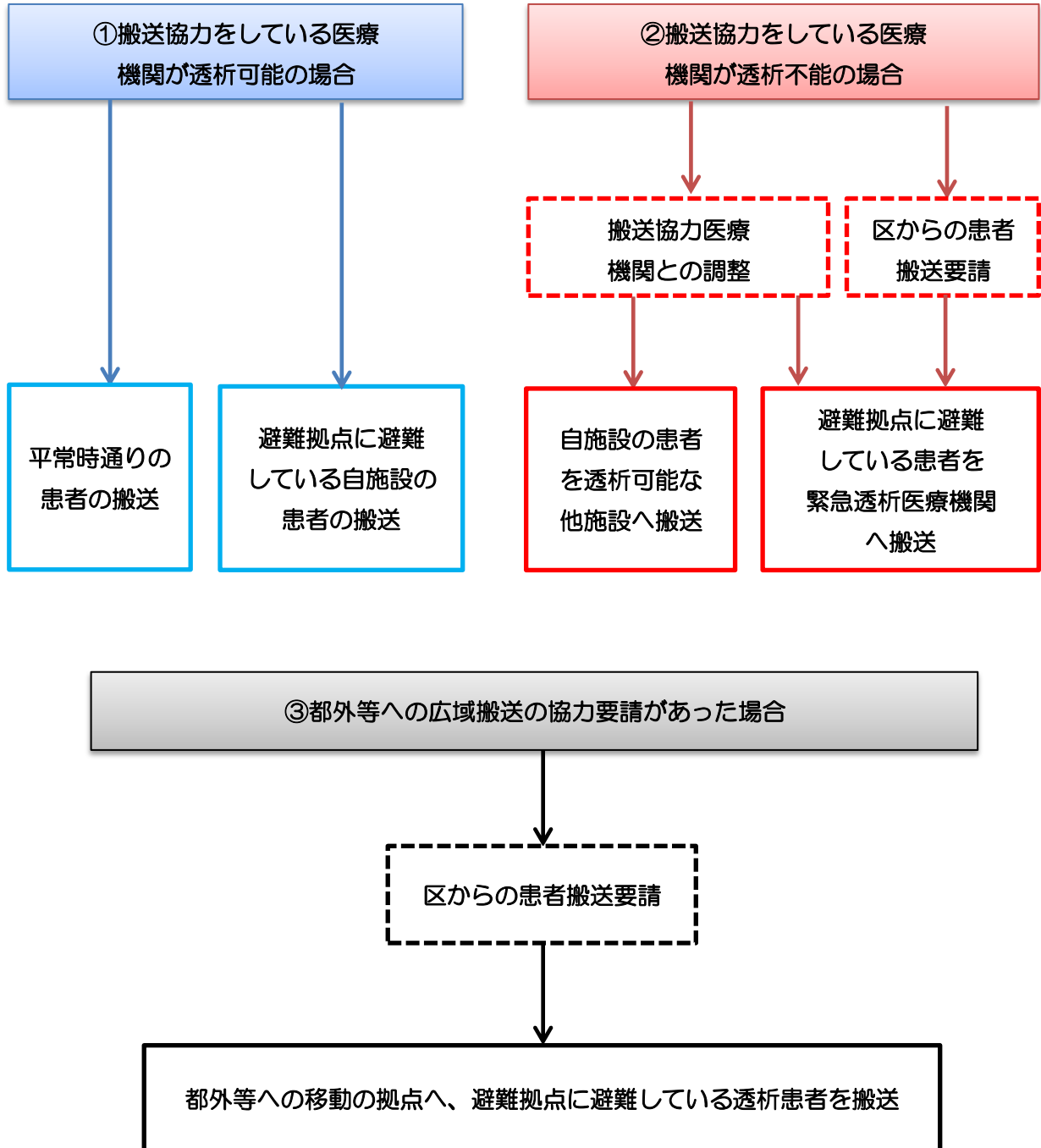
公共交通手段の運行状況や道路の交通規制の状況によっては、臨時的な搬送が必要となる場合があります。また、搬送車両や搬送態勢が十分に整わない場合があります。このような場合には、透析患者搬送団体間で協力し、対応を図ります。

また、搬送団体は必要に応じ、災害時の搬送体制の後方支援として介護タクシー事業者などの協力を得て、患者搬送体制を築きます。

(4) 早期に透析が必要な患者の搬送

避難拠点に避難している透析患者に対して早期に透析が必要な場合、区からの患者搬送要請に応え、透析患者を専門医療拠点病院（東海病院）に搬送します。

透析患者搬送のフロー

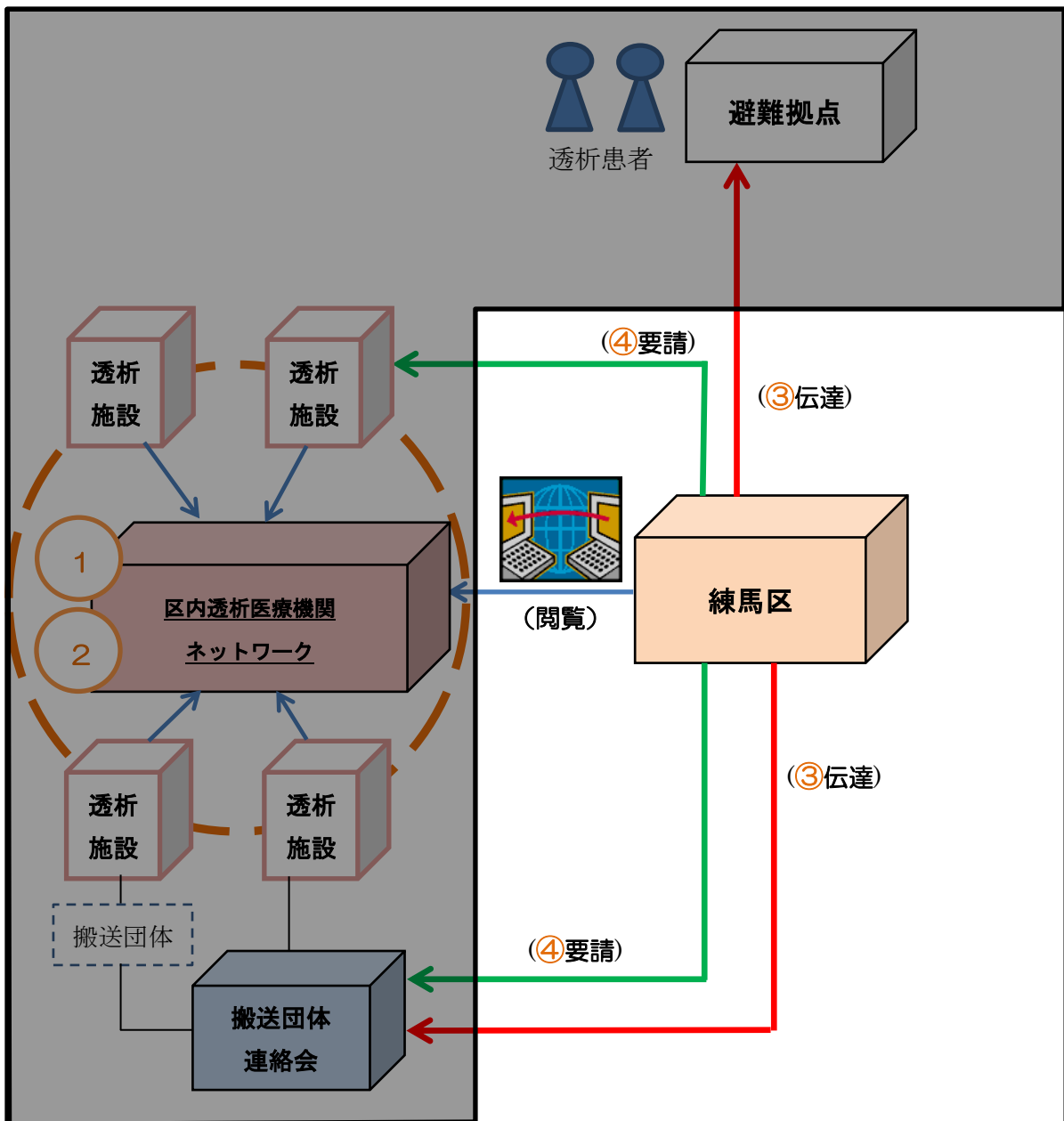


第5章 練馬区の活動

【ポイント】

○災害時における情報収集のとりまとめ役となり、収集した情報を透析医療機関や患者、患者搬送団体に伝達します。

透析医療確保のフロー（練馬区）



1 情報収集および伝達

災害時における的確な対応を図っていくためには、区が情報収集の中心的役割を担い、透析医療機関、透析患者、患者搬送団体と迅速に情報を共有することが重要です。こうしたことから、情報の収集・伝達の手段を整備する必要があります。また、平常時から医療救護所訓練等を通じ、情報伝達を含めた行動指針の見直しを適宜行っていきます。

(1) 区内透析医療機関の状況把握

透析医療機関は区内透析医療機関ネットワーク等（※）に被害状況や透析の可否情報を書き込み、閲覧します。区も同様にこのネットワークを閲覧し、あるいは区も書き込みつつ、透析医療機関の状況を把握・分析します。

なお、緊急透析の後方支援を担う専門医療拠点病院（東海病院）については、区が災害時優先電話や衛星携帯電話によって直接被害状況等を把握します。

【区内透析医療機関ネットワーク等（詳細は p9 参照）】

- ① 区内透析医療機関ネットワーク（フェイスブック 内グループ）
- ② 日本透析医会災害時情報ネットワーク
- ③ 東京都区部災害時透析医療ネットワーク（メーリングリスト）
- ④ Tokyo DIEMAS（緊急時透析情報共有マッピングシステム）

(2) 避難拠点における情報提供

区は、把握した透析医療機関情報を区内 9899か所に設置される避難拠点に伝達し、透析患者が情報を得られる環境を作ります。

(3) 透析患者搬送団体の状況把握

区は、透析医療機関の状況を把握するとともに、透析患者を搬送する体制を確認するため、透析患者搬送団体の被害状況を把握します。

2 透析医療の提供にかかる調整

(1) 患者受入状況の把握

透析医療機関は区内透析医療機関ネットワーク等に掲載される透析可否情報や受入れ可能人数、受入れ要請人数を参考に、患者の受入れ調整を行います。区も同様にこのネットワーク等に参加し、患者受入れ調整の状況を把握・分析します。

(2) 患者受入調整

透析医療機関同士の調整で受入れ先が決まらない透析患者については、東京都災害医療コーディネーターを通じて区外あるいは都外への患者受入を要請します。

(3) 早期に透析が必要な患者の受入れ要請

早期に透析を行う必要がある患者が発生した場合、区は専門医療拠点病院（東海病院）や区内透析医療機関に透析の実施、患者受入れを要請します。

3 透析患者の搬送

(1) 早期に透析が必要な患者の搬送

避難拠点に避難している、早期に透析が必要な患者の搬送については、透析患者搬送団体の状況を踏まえ、区が災害時協定に基づき、透析患者搬送団体へ患者の搬送を要請します。また、必要に応じて災害時協定に基づき民間救急事業者に要請します。

(2) 都外への広域搬送

東京都の「災害時における透析医療活動マニュアル」では、他道府県への広域患者搬送を行う場合には、都が搬送手段の確保に努めることとなっています。

そこで、都外への広域搬送が必要な場合には、区はバス等の搬送手段の確保を東京都に要請します。あわせて、区は広域搬送する透析患者のリストを透析医療機関等の協力を得て作成します。集合場所を指定し、透析医療機関や透析患者会、透析患者搬送団体に連絡します。

4 医薬品の調達協力

災害時においては透析医療に必要な医薬品が不足することも考えられます。医薬品の調達は透析医療機関で行うことが基本ですが、調達の見通しが立たない場合には、区が災害時の協定に基づき、医薬品卸売販売事業者に対して不足医薬品の供給を要請します。

第6章 資料編

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 練馬区地域防災計画抜粋 | p29 |
| (2) 災害時における透析患者搬送に関する協定書 | p42 |
| (3) 災害時における透析患者搬送に関する協定締結団体一覧 | p44 |
| (4) 区内透析医療機関 | p45 |
| (5) 災害用伝言ダイヤル使用マニュアル | p47 |
| (6) 練馬区避難拠点等一覧 | p48 |
| (7) 災害時の食事について | p57 |
| (8) 災害時透析患者カード (抜粋) | p59 |
| (9) 災害時の透析医療の確保に関する連絡会名簿 | p65 |

(1) 練馬区地域防災計画抜粋

第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

応 急 対 策

第1款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

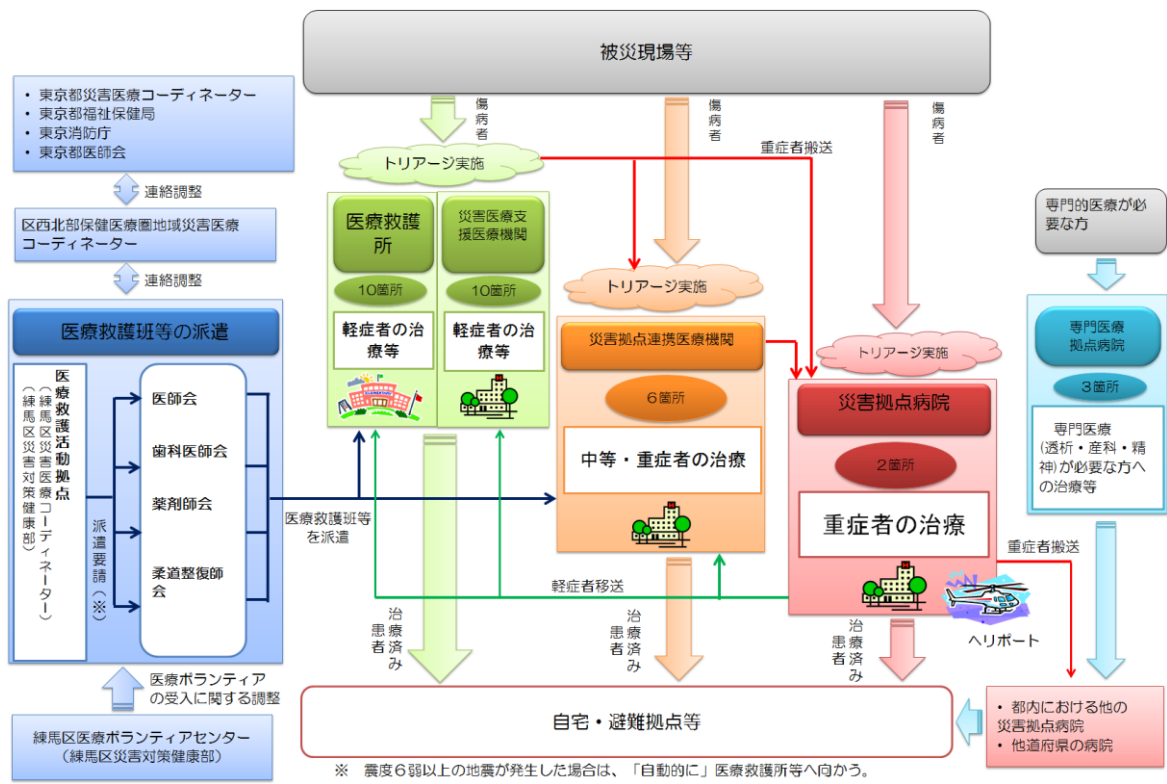
1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分	想定される状況	主な活動内容
0 発災直後 (発災～6時間)	建物倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2 急性期 (72時間～1か月)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況(72時間～1週間) 地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況(1週間～1か月)	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療

3	慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、 地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施
---	----------------	--	----------

2 応急救護活動

(1) 応急救護体制図



(2) 医療救護活動のあらまし

① 練馬区災害対策本部の設置

災害が発生すると、災对本部および災対健康部が立ち上がります。

② 医療救護所の活動

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会（以下「四師会」という。）から医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）が、医療救護所に自動参集します。

練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受け、四

師会から医療救護班等が医療救護所に参集します。

イ 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、負傷の程度に応じ、重症、中等症、軽症のトリアージ（※）を行います。重症者・中等症者は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。また、軽症者は医療救護所内で応急処置を行います。

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

③ 重症者・中等症者に対応する災害時医療機関の活動

災害拠点病院や災害拠点連携医療機関においてもトリアージを行います。重症者・中等症者については、トリアージを実施した医療機関において引き続き治療を行い、軽症者は医療救護所、災害医療支援医療機関または近隣で開設している診療所へ誘導します。

④ 重症者の広域搬送

災害拠点病院において受入能力を超える多くの重症者等が搬送された場合は、東京都の区西北部二次保健医療圏における医療救護活動を統括する区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに支援を要請し、DMAT等の派遣を受入れます。あるいは、災害用ヘリコプター等を用い、区外の災害拠点病院および被災を免れた病院へ搬送します。

⑤ 災害医療支援医療機関の活動

災害医療支援医療機関は、通常の診療を継続するとともに、軽症者の応急処置を行います。

⑥ 地域の診療所の開設

被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。

⑦ 専門医療拠点病院の活動

専門医療が応急に必要となる患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。

⑧ 練馬区災害医療コーディネーターの活動

上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、災対健康部には、練馬区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を設置します。区コーディネーターは、区内の医療救護活動について医学的な見地から助言を行うとともに、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターと情報連絡を行います。

(3) 医療救護所の設置および活動内容

① 医療救護所の設置

災害時に区立小中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設けます。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。(平成29年8月1日現在)

	区指定医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号
4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘第四中学校	光が丘二丁目5番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

② 医療救護所における医療救護活動

ア 練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所を設置します。

イ 四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動(本-26ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照)を実施します。なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、各医療救護所に自動参集します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、各医療救護所に参集します。

ウ 避難拠点の緊急初動要員および医療救護班等は避難拠点運営連絡会(※)と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

エ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降(本-33ページ「巡回診療・定点診療参照」)については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。

オ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の開設、運営および医療救護班等の活動支援などの業務は災対健康部救護班が担います。

なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。

カ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の派遣や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

〔協定内容については、資料編 資料 14-001～14-008 参照〕

※ 避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織のこと。町会・自治会やPTA等の協力を得て、現在、全ての避難拠点において、避難拠点運営連絡会が結成されています。

(4) 医療救護班等の編成

① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

② 派遣基準

ア 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、四師会の医療救護班等は各医療救護所に自動参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも自動参集します。

イ 練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要請を受けた後、四師会の医療救護班等は各医療救護所に参集します。また、医師会の医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院にも参集します。

③ 医療救護班等の主な活動内容

<u>区 分</u>	<u>活 動 内 容</u>
<u>医 療 救 護 班</u>	<u>ア トリアージ</u> <u>イ 傷病者の応急処置</u> <u>ウ 死亡の確認</u>
<u>歯 科 医 療 救 護 班</u>	<u>ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</u> <u>イ トリアージ</u> <u>ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導</u> <u>エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力</u>

区 分	活 動 内 容
薬 劑 師 班	ア 医療救護所等における被災者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔 道 整 復 師 班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等および労務の提供

【協定内容については、資料編 資料 14-001～14-008 参照】

(5) 災害時医療機関の活動

① 災害時医療機関等

病院をはじめ区内の医療機関には多くの傷病者が押し寄せることが考えられます。そこで、災害拠点病院をはじめとした区内の災害時医療機関等が傷病者の症状の程度に応じた治療を担います。

【災害時医療機関(22 医療機関)】

区分	No.	医療機関名	対応区分
災害 拠点 病院	1	順天堂練馬病院(高野台三丁目 1 番 10 号)	赤・黄 (重症者・ 中等症者)
	2	練馬光が丘病院(光が丘二丁目 11 番 1 号)	
災害 拠点 連携 医療 機関	1	練馬総合病院(旭丘一丁目 24 番 1 号)	黄・赤 (中等症者・ 重症者)
	2	浩生会スズキ病院(栄町 7 番 1 号)	
	3	大泉生協病院(東大泉六丁目 3 番 3 号)	
	4	川満外科(東大泉六丁目 34 番 46 号)	
	5	田中脳神経外科病院(関町南三丁目 9 番 23 号)	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック(大泉学園町八丁目 24 番 25 号)	
災害 医療 支援 医療 機関	1	島村記念病院(関町北二丁目 4 番 1 号)	緑 (軽症者)
	2	保谷病院(南大泉四丁目 50 番 15 号)	
	3	東大泉病院(東大泉七丁目 36 番 10 号)	
	4	関町病院(関町北一丁目 6 番 19 号)	
	5	東京聖徳病院(北町三丁目 7 番 19 号)	
	6	慈雲堂病院(関町南四丁目 14 番 53 号)	

	<u>7</u>	<u>陽和病院(大泉町二丁目 17 番 1 号)</u>	
	<u>8</u>	<u>豊島園大腸肛門科(春日町四丁目 6 番 14 号)</u>	
	<u>9</u>	<u>阿部クリニック(桜台二丁目 1 番 7 号)</u>	
	<u>10</u>	<u>練馬駅リハビリテーション病院 (練馬一丁目 17 番 1 号)</u>	
	<u>11</u>	<u>ねりま健育会病院 (大泉学園町七丁目 3 番 28 号)</u>	
専門 医療 拠点 病院	<u>1</u>	<u>久保田産婦人科病院(東大泉三丁目 29 番 10 号)</u>	<u>産科</u>
	<u>2</u>	<u>大泉病院(大泉学園町六丁目 9 番 1 号)</u>	<u>精神</u>
	<u>3</u>	<u>東海病院(中村北二丁目 10 番 11 号)</u>	<u>透析</u>

【透析医療機関(11 医療機関)】

<u>区分</u>	<u>No.</u>	<u>医療機関名</u>	<u>対応区分</u>
透析 医療 機関	<u>1</u>	<u>高松病院(高松六丁目 4 番 23 号)</u>	<u>透析</u>
	<u>2</u>	<u>練馬中央診療所(豊玉北五丁目 32 番 8 号)</u>	
	<u>3</u>	<u>腎クリニック高野台(高野台一丁目 3 番 7 号)</u>	
	<u>4</u>	<u>練馬桜台クリニック(豊玉北四丁目 11 番 9 号)</u>	
	<u>5</u>	<u>優人クリニック(田柄二丁目 52 番 10 号)</u>	
	<u>6</u>	<u>練馬高野台クリニック(高野台一丁目 8 番 15 号)</u>	
	<u>7</u>	<u>優人大泉学園クリニック(東大泉一丁目 28 番 7 号)</u>	
	<u>8</u>	<u>大泉学園クリニック (東大泉五丁目 40 番 24 号)</u>	
	<u>9</u>	<u>武蔵野総合クリニック練馬 (練馬一丁目 26 番 1 号)</u>	
	<u>10</u>	<u>優人上石神井クリニック (上石神井一丁目 13 番 13 号)</u>	
	<u>11</u>	<u>石神井公園じんクリニック (石神井町七丁目 2 番 5 号)</u>	

※ 「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者

※ 専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症(赤・黄)者の受入は行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行います。

② 災害時医療機関の役割

災害時医療機関の役割については、次のとおりです。

区 分	役 割
災害拠点病院	<p>主に重症者の収容・治療を行う病院</p> <p>※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。</p>
災害拠点連携医療機関	<p>主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関</p> <p>※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。</p>
災害医療支援医療機関	<p>軽症者への応急処置や慢性疾患への対応等を行う医療機関</p> <p>※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。</p>
専門医療拠点病院	<p>専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関</p> <p>※ 専門医療を必要としない重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。</p>

③ 医療救護班の災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院への派遣

医師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、トリアージ等の医療救護活動を実施します。

なお、練馬区内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、区からの派遣要請がない状態であっても、医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に自動参集します。練馬区内に震度5強以下の地震が発生した場合は、区からの要

請を受けた後、医療救護班は災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に参集します。

(6) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から情報を集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部については、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、自動的に発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および区コーディネーターの助言を踏まえて決定した医療救護方針を区災対本部内に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。

イ 区コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の收容先・搬送などについて調整します。

③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報ならびに都立病院および東京都災害拠点病院の被害については、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等から収集します。

(7) 傷病者の搬送

① 医療救護所において、災害時医療機関に收容する必要のある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、收容可能数および区内の交通状況を把握し、災害時の協定に基づき災害時医療機関へ搬送します。

② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、他自治体の医療機関への受入および搬送を東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターへ要請します。

(8) 医薬品等の備蓄と調達

① 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要となる医薬品および医療用資器材を医療救護所で備蓄します。

なお、備蓄する医薬品等については、医療救護所の役割に基づき、軽症者に使用する医薬品等を3日分備蓄します。

② 不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区コーディネーターおよび医薬品等の調達業務を調整する医薬品統括責任者が協議し、不足医薬品等の調達を行います。

③ 不足医薬品等の調達

協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合から不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた練馬区薬剤師会および練馬薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

これらの機関から医薬品等が十分に確保できない場合には、医薬品等の供給協力に関する協定を締結している医薬品卸売販売業者7社に対して不足薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた医薬品卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接搬送します。

医薬品卸売業者から医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から区が設置した集積所等へ不足医薬品等が搬送された後、区が医療救護所へ不足医薬品等を搬送します。

(9) 練馬区災害時医療コーディネーターの活動および医療救護活動拠点の設置

① 練馬区災害医療コーディネーターの設置・活動

ア 区内の医療救護活動等を統括・調整するために、災対健康部等に対して医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを任命（4名）しています。

イ 区コーディネーターは、災害時に災対健康部に設置する医療救護活動拠点に参集し、区の非常勤職員として活動します。

ウ 区コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置・運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、医薬品等の確保に関する助言や東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。

② 医療救護活動拠点の設置

ア 区コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を災対健康部に設置します。

イ 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に医療救護活動拠点を立ち上げます。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、必要に応じて設置することとします。

ウ 医療救護活動拠点では、区コーディネーターを中心に、災対健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。

エ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。

オ 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備します。

3 専門医療の対応

(1) 専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として、次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

専門医療 拠点病院	<u>1</u>	<u>久保田産婦人科病院</u>	<u>産科</u>
	<u>2</u>	<u>大泉病院</u>	<u>精神</u>
	<u>3</u>	<u>東海病院</u>	<u>透析</u>

(2) 助産救護

災害時に、医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ医における分娩等が不可能となった場合、区は医師会と連携し、妊産婦の受入を調整します。

(3) 精神疾患患者への対応

保健相談所の地区活動の中で、災害時において病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を平常時から把握します。さらに精神疾患患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会と連携し患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

(4) 人工呼吸器使用者への対応

区は、平常時から難病等による在宅人工呼吸器使用患者を把握し、人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、個別支援計画を作成しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

(5) 人工透析患者への対応

区は、人工透析患者の生命を守るため『練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針』に基づき活動します。

- ① 区は、日本透析医会災害時情報ネットワーク等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供します。
- ② 区は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。
- ③ 透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、透析患者の受入を調整します。
- ④ 区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区コーディネーターは、東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターを通じて透析患者の区外での受入先医療機関の確保を要請します。

4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーターに対してDMATや東京都医療救護班等の

派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。

- (2) 東京都の区西北部保健医療圏地域災害医療コーディネーター等を通じて区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点（補助機関の保健相談所含む。）において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に（仮称）医療ボランティアセンターを設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整の上、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

6 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

区は、災害時医療救護体制について関係機関と検討を重ね「練馬区災害医療救護体制構築に係る調査検討報告書」を平成19年3月にまとめました。

この報告書にまとめられた課題、また、平成23年3月に発生した東日本大震災で明らかになった医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。

(2) 災害時における透析患者搬送に関する協定書

ア 区内医療機関等との災害時における協定

災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、災害時における透析患者搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

(総則)

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要がある場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）の協力を努めるものとする。

(賠償)

第4条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、甲および乙協議のうえ、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第5条 搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡または負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(報告)

第6条 乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第7条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊

急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年2月26日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都

イ 民間の透析患者搬送事業者との災害時における協定

災害時における透析患者搬送に関する協定書

練馬区（以下「甲」という。）と練馬区透析患者送迎協議会（以下「乙」という。）は、災害時における透析患者の搬送の協力に関する協定をつぎのとおり締結する。

（総則）

第1条 この協定は、練馬区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の搬送に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、練馬区地域防災計画に基づき透析患者搬送を実施する必要がある場合は、乙に対し、その搬送について協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から協力の要請があったときは、指定された車両等を派遣し、避難拠点等から区が指定する緊急透析医療機関へ透析患者を搬送する業務（以下「搬送業務」という。）に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、前条に規定する搬送業務を行った場合の経費を負担する。

2 搬送業務の費用負担の請求および報告については、搬送業務終了後速やかに、乙が一括して費用負担請求書（様式1）に各会員ごとの活動報告書（様式2）を添えて甲に請求および報告するものとする。

3 甲は、前項の請求および報告があった後、検査を行い、遅滞なく支払いを行うものとする。

（賠償）

第5条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、搬送業務に従事する車両等に損害を与えたときは、乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により、乙が行う搬送業務について、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、乙の責に帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙は、その賠償の責を負うものとし、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第6条 搬送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例」（昭和6

3年3月練馬区条例第11号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

(報告)

第7条 乙は、搬送業務の状況について、甲の求めに応じて甲に報告するものとする。

(緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給)

第8条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、搬送業務に使用する車両の緊急通行車両の登録および燃料の優先的供給に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または協定の各条項に疑義を生じたときは、甲および乙協議のうえ処理するものとする。

この協定締結の証として、甲および乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 3月16日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 前川 耀 男

乙 東京都練馬区春日町三丁目17番13号

練馬区透析患者送迎協議会

会長 八木 和 之

(3) 災害時における透析患者搬送に関する協定締結団体一覧

ア 区内医療機関等との災害時における協定

- 1 特定非営利活動法人 通院・移送センタータンポポ
所在地 : 練馬区豊玉北4-12-13
電話番号 : 03 (6751) 7372

- 2 医療法人社団蒼生会 高松病院
所在地 : 練馬区高松6-4-23
電話番号 : 03 (3997) 1171

- 3 医療法人社団松和会 練馬高野台クリニック
所在地 : 練馬区高野台1-8-15
電話番号 : 03 (5372) 6151

- 4 医療法人社団松和会 大泉学園クリニック
所在地 : 練馬区東大泉5-40-24
電話番号 : 03 (5947) 5681

- 5 医療法人社団優腎会 優人クリニック
所在地 : 練馬区田柄2-52-10
電話番号 : 03 (5383) 6760

- 6 医療法人社団優腎会 優人大泉学園クリニック
所在地 : 練馬区東大泉1-28-7
電話番号 : 03 (3867) 5510

- 7 医療法人社団優腎会 優人上石神井クリニック
所在地 : 練馬区上石神井1-13-13
電話番号 : 03 (5903) 3630

- 8 医療法人社団前田記念会 石神井公園じんクリニック
所在地 : 練馬区石神井町7-2-5
電話番号 : 03 (3995) 0725

イ 民間の透析患者搬送事業者との災害時における協定（練馬区透析患者送迎協議会）

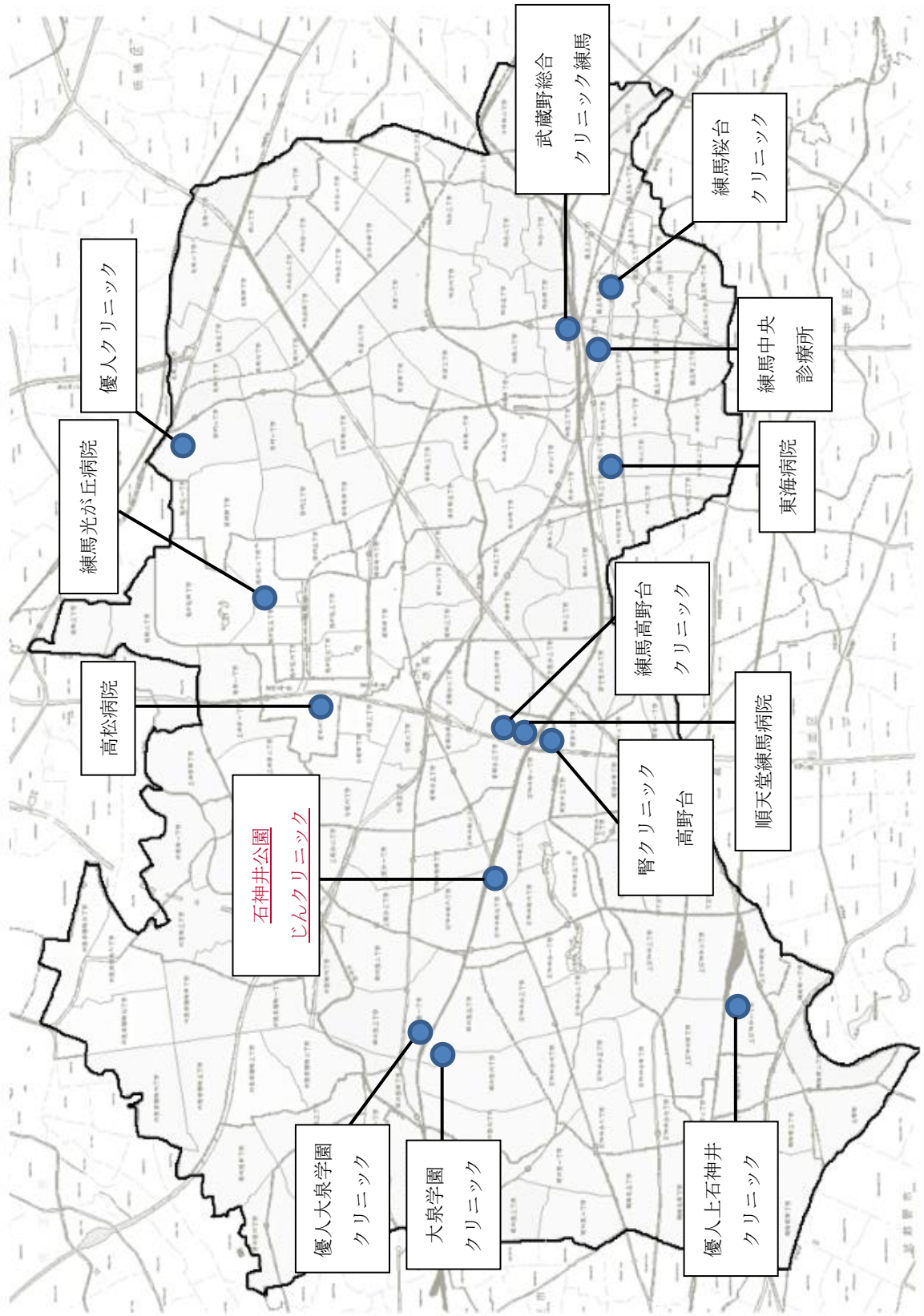
- 1 有限会社 東洋企画
所在地 : 練馬区早宮 1-43-2
電話番号 : 0120 (41) 9179
- 2 介護タクシーらいじんぐ
所在地 : 練馬区大泉町 1-44-17
電話番号 : 03 (5905) 6024
- 3 ポプラ介護タクシー
所在地 : 練馬区旭町 2-11-14
電話番号 : 03 (3977) 9408
- 4 有限会社虹
所在地 : 練馬区南大泉 4-49-33
電話番号 : 03 (6761) 0028
- 5 ケア・タクシーR Y O
所在地 : 練馬区中村 2-6-8-108
電話番号 : 080 (8427) 7601
- 6 ケアサポートあおぞら
所在地 : 練馬区谷原 6-16-5
電話番号 : 080 (4120) 0042
- 7 加藤介護タクシー
所在地 : 練馬区春日町 3-35-17
電話番号 : 090 (4365) 7610
- 8 株式会社 友の樹
所在地 : 練馬区大泉学園町 6-18-36
電話番号 : 03 (3923) 2034

(4) 区内透析医療機関

※平成 ~~31~~²⁷年 4 月 1 日現在

名称	所在地	電話番号	FAX 番号
1 東海病院	中村北二丁目 10 番 11 号	3999-1131	3999-7027
2 高松病院	高松六丁目 4 番 23 号	3997-1171	3995-5719
3 練馬中央診療所	豊玉北五丁目 32 番 8 号	3991-9655	3991-4437
4 腎クリニック高野台	高野台一丁目 3 番 7 号	5910-3121	5910-3123
5 練馬桜台クリニック	豊玉北四丁目 11 番 9 号	5999-0723	5999-0823
6 優人クリニック	田柄二丁目 52 番 10 号	5383-6760	5383-6761
7 練馬高野台クリニック	高野台一丁目 8 番 15 号	5372-6151	5393-2320
8 優人大泉学園クリニック	東大泉一丁目 28 番 7 号	3867-5510	3867-5520
9 大泉学園クリニック	東大泉五丁目 40 番 24 号	5947-5681	5905-2355
10 武蔵野総合クリニック練馬	練馬一丁目 26 番 1 号	5903-3630	
11 優人上石神井クリニック	上石神井一丁目 13 番 13 号	3993-7015	
12 石神井公園じんクリニック	石神井町七丁目 2 番 5 号	3995-0725	
13 順天堂練馬病院 (導入透析)	高野台三丁目 1 番 10 号	5923-3111	
14 練馬光が丘病院 (導入透析)	光が丘二丁目 11 番 1 号	3979-3611	

区内透析医療機関配置図



(5) 災害用伝言ダイヤル使用マニュアル

(東京都ホームページより)



①171 をダイヤルします

②録音か再生かを選択します

録音の場合は、「1」を入力

再生の場合は、「2」を入力

暗証番号を利用した録音の場合は、「3」を入力し、4桁の暗証番号を入力

暗証番号を利用した再生の場合は、「4」を入力し、4桁の暗証番号を入力

③被災地の方の電話番号を市外局番から入力します。

続けて「1#」を入力 (ダイヤル式の方はそのままお待ちください)

④伝言を録音します (30 秒以内)

「9#」を入力して終了 (ダイヤル式の方はそのままお待ちください)

録音を訂正する場合や、繰り返し再生したい場合は「8#」を入力

再生後に伝言を録音する場合は、「3#」を入力

(6) 練馬区避難拠点等一覧

	名 称	住 所
あ行	旭丘小学校	〒176-0005 旭丘 2-21-1
	旭丘中学校	〒176-0005 旭丘 2-40-1
	旭町小学校	〒179-0071 旭町 2-29-1
	大泉学園桜小学校	〒178-0061 大泉学園町 9-2-2
	大泉学園桜中学校	〒178-0061 大泉学園町 9-2-1
	大泉学園小学校	〒178-0061 大泉学園町 4-7-1
	大泉学園中学校	〒178-0061 大泉学園町 4-17-32
	大泉学園緑小学校	〒178-0061 大泉学園町 5-11-47
	大泉北小学校	〒178-0062 大泉町 4-28-22
	大泉北中学校	〒178-0062 大泉町 5-4-32
	大泉小学校	〒178-0063 東大泉 4-25-1
	大泉第一小学校	〒178-0062 大泉町 3-16-23
	大泉第三小学校	〒178-0061 大泉学園町 3-22-1
	大泉第二小学校	〒178-0064 南大泉 4-29-11
	大泉第二中学校	〒178-0063 東大泉 6-21-1
	大泉第四小学校	〒178-0065 西大泉 1-24-1
	大泉第六小学校	〒178-0064 南大泉 5-25-29
	大泉中学校	〒178-0063 東大泉 4-27-35
	大泉西小学校	〒178-0065 西大泉 4-25-1
	大泉西中学校	〒178-0065 西大泉 3-19-27
	大泉東小学校	〒178-0063 東大泉 1-22-1
	大泉南小学校	〒178-0063 東大泉 6-28-1
か行	開進第一小学校	〒179-0085 早宮 2-1-31
	開進第一中学校	〒179-0085 早宮 1-16-50
	開進第三小学校	〒176-0002 桜台 2-18-1

	開進第三中学校	〒176-0002 桜台 3-28-1
	開進第二小学校	〒176-0002 桜台 5-10-5
	開進第二中学校	〒176-0001 練馬 2-27-28
	開進第四小学校	〒176-0003 羽沢 2-33-1
	開進第四中学校	〒176-0003 羽沢 3-24-1
	春日小学校	〒179-0074 春日町 5-12-1
	上石神井北小学校	〒177-0045 石神井台 5-1-32
	上石神井小学校	〒177-0044 上石神井 4-10-9
	上石神井中学校	〒177-0044 上石神井 4-15-27
	北原小学校	〒177-0032 谷原 4-9-1
	北町小学校	〒179-0081 北町 1-14-11
	北町中学校	〒179-0081 北町 3-1-34
	北町西小学校	〒179-0081 北町 7-3-8
	向山小学校	〒176-0022 向山 2-14-11
	光和小学校	〒177-0041 石神井町 2-16-34
	小竹小学校	〒176-0004 小竹町 2-6-7
さ行	下石神井小学校	〒177-0042 下石神井 2-20-18
	石神井小学校	〒177-0045 石神井台 1-1-25
	石神井台小学校	〒177-0045 石神井台 8-6-33
	石神井中学校	〒177-0045 石神井台 1-32-1
	石神井西小学校	〒177-0051 関町北 1-1-5
	石神井西中学校	〒177-0053 関町南 3-10-3
	石神井東小学校	〒177-0035 南田中 3-9-1
	石神井東中学校	〒177-0033 高野台 1-8-34
	石神井南中学校	〒177-0042 下石神井 2-7-23
	泉新小学校	〒177-0031 三原台 3-18-30
	関中学校	〒177-0051 関町北 4-34-23
	関町北小学校	〒177-0051 関町北 5-13-40

	関町小学校	〒177-0051 関町北 3-23-34
た行	高松小学校	〒179-0075 高松 3-16-1
	田柄第二小学校	〒179-0073 田柄 1-5-27
	田柄小学校	〒179-0073 田柄 2-19-19
	田柄中学校	〒179-0073 田柄 3-3-1
	立野小学校	〒177-0054 立野町 17-13
	豊玉小学校	〒176-0013 豊玉中 4-2-20
	豊玉第二小学校	〒176-0011 豊玉上 2-16-1
	豊玉第二中学校	〒176-0012 豊玉北 2-24-5
	豊玉中学校	〒176-0014 豊玉南 2-1-20
	豊玉東小学校	〒176-0012 豊玉北 1-16-1
	豊玉南小学校	〒176-0014 豊玉南 2-14-1
な行	仲町小学校	〒179-0084 氷川台 2-18-24
	中村小学校	〒176-0024 中村 2-8-1
	中村中学校	〒176-0025 中村南 1-32-21
	中村西小学校	〒176-0023 中村北 4-17-1
	貫井中学校	〒176-0021 貫井 2-14-13
	練馬小学校	〒179-0074 春日町 6-11-36
	練馬第三小学校	〒176-0021 貫井 1-36-15
	練馬第二小学校	〒176-0021 貫井 2-31-13
	練馬中学校	〒179-0075 高松 1-24-1
	練馬東小学校	〒179-0074 春日町 1-30-11
	練馬東中学校	〒179-0074 春日町 2-14-22
は行	橋戸小学校	〒178-0062 大泉町 2-11-25
	早宮小学校	〒179-0085 早宮 4-10-17
	光が丘秋の陽小学校	〒179-0072 光が丘 2-1-1
	光が丘四季の香小学校	〒179-0075 高松 5-24-1
	光が丘第一中学校	〒179-0072 光が丘 6-5-1

	光が丘第三中学校	〒179-0072 光が丘 3-2-1
	光が丘第二中学校	〒179-0072 光が丘 7-1-1
	光が丘第八小学校	〒179-0072 光が丘 1-4-1
	光が丘第四中学校	〒179-0072 光が丘 2-5-1
	光が丘春の風小学校	〒179-0072 光が丘 7-2-1
	光が丘夏の雲小学校	〒179-0072 光が丘 3-6-1
	富士見台小学校	〒177-0034 富士見台 4-16-10
	豊溪小学校	〒179-0076 土支田 2-26-28
	豊溪中学校	〒179-0071 旭町 3-5-10
ま行	南が丘小学校	〒177-0035 南田中 2-13-1
	南が丘中学校	〒177-0035 南田中 4-8-23
	南田中小学校	〒177-0035 南田中 5-15-37
	南町小学校	〒176-0001 練馬 2-7-5
	三原台中学校	〒177-0031 三原台 3-13-41
や行	八坂小学校	〒179-0076 土支田 4-48-1
	八坂中学校	〒179-0076 土支田 4-47-21
	谷原小学校	〒177-0032 谷原 2-9-26
	谷原中学校	〒177-0032 谷原 4-10-5

※ 地図上での位置は、防災地図を参照しましょう。

防災地図は、各戸配布している「私の便利帳」にはさみ込まれているほか、練馬区危機管理室窓口でも受け取ることができます。

また、練馬区ホームページでもダウンロードが可能です。

【練馬区】

	名称	所在	電話番号	FAX 番号	防災無線番号
1	防災センター	本庁舎 7 階			ねりま 100
2	災対健康部	東庁舎 6 階			—
3	健康推進課 (庶務班)	東庁舎 6 階	5984-2482	5984-1211	—
4	生活衛生課 (衛生班)	東庁舎 6 階	5984-2483	5984-1211	—
5	保健予防課 (保健班)	東庁舎 6 階	5984-1017	5984-1211	ねりま 711
6	地域医療課 (救護班)	東庁舎 6 階	5984-4673	5984-1211	ねりま 712
7	豊玉保健相談所	豊玉北 5-15-19	3992-1188	3992-1187	ねりま 501
8	北保健相談所	北町 8-2-11	3931-1347	3931-0851	ねりま 502
9	光が丘保健相談所	光が丘 2-9-6	5997-7722	5997-7719	ねりま 309#2
10	石神井保健相談所	石神井町 7-3-28	3996-0634	3996-0590	ねりま 503
11	大泉保健相談所	大泉学園町 5-8-8	3921-0217	3921-0106	ねりま 504
12	関保健相談所	関町東 1-27-4	3929-5381	3929-0787	ねりま 505
13	総合体育館	谷原 1-7-5	3995-2805	3995-8613	ねりま 551
14	中村南スポーツ交流センター	中村南 1-2-32	3970-9651	3970-9653	—
15	光が丘体育館	光が丘 4-1-4	5383-6611	5383-6615	—
16	上石神井体育館	上石神井 1-32-37	5991-6601	5991-6604	—
17	大泉学園体育館	大泉学園 5-14-24	5905-1161	5905-1166	—
18	桜台体育館	桜台 3-28-1	3992-9612	3992-9612	—

【災害医療コーディネーター】

区分	氏名	所属
練馬区災害医療コーディネーター	伊藤 大介	一般社団法人練馬区医師会会長
	杉田 学	順天堂大学医学部附属練馬病院救急集中治療科科長 教授
	<u>秋月 登</u>	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院 <u>救急集中治療科科長</u>
	<u>高木 明子</u>	練馬区保健所長
東京都地域災害医療コーディネーター	三宅 康史	帝京大学医学部附属病院救急科

【警察・消防】

	名称	所在地	電話番号	FAX番号	防災無線番号
1	練馬警察署	豊玉北 5-2-7	3994-0110	3994-0110	ねりま 811
2	光が丘警察署	光が丘 2-9-8	5998-0110	5998-2404	ねりま 812
3	石神井警察署	石神井町 6-17-26	3904-0110	3904-0850	ねりま 813
4	練馬消防署	豊玉北 5-1-8	3994-0119	3994-0480	ねりま 801
5	光が丘消防署	光が丘 2-9-1	5997-0119	5998-2404	ねりま 802
6	石神井消防署	下石神井 5-16-8	3995-0119	3995-2163	ねりま 803

【医療救護所】

	医療救護所名	所在地
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1
2	開進第三中学校	桜台 3-28-1
3	貫井中学校	貫井 2-14-13
4	練馬東中学校	春日町 2-14-22
5	光が丘第四中学校※	光が丘 2-5-1
6	石神井東中学校	高野台 1-8-34
7	谷原中学校	谷原 4-10-5
8	大泉南小学校	東大泉 6-28-1
9	大泉西中学校	西大泉 3-19-27
10	石神井西中学校	関町南 3-10-3

※平成 31 年 4 月より光が丘秋の陽小学校（光が丘 2-1-1）へ指定変更。

【災害時医療機関】

	医療機関名	区分	所在地	電話番号	FAX 番号	防災無線番号
1	順天堂練馬病院	点 災 害 院 拠	高野台 3-1-10	5923-3197	5923-3215	ねりま 851
2	練馬光が丘病院		光が丘 2-11-1	3979-3611	3979-3787	ねりま 871
3	練馬総合病院	連 携 災 害 拠 点 医 療 機 関	旭丘 1-24-1	5988-2200	5988-2250	ねりま 872
4	浩生会スズキ病院		栄町 7-1	3557-2001	3557-4001	ねりま 873
5	大泉生協病院		東大泉 6-3-3	5387-3111	5387-5511	ねりま 874
6	川満外科		東大泉 6-34-46	3922-2912	3867-6651	ねりま 875
7	田中脳神経外科病院		関町南 3-9-23	3920-6263	5991-3320	ねりま 876
8	辻内科循環器科歯科クリニック		大泉学園町 8-24-25	3924-2017	3924-2067	ねりま 878
9	島村記念病院		災 害 医 療 支 援 医 療 機 関	関町北 2-4-1	3928-0071	3928-0074
10	栗林胃腸科外科	石神井町 7-14-5		3904-3215	3904-6296	
11	保谷病院	南大泉 4-50-15		3924-3258	3867-7040	
12	東大泉病院	東大泉 7-36-10		3924-5820	3924-5822	
13	関町病院	関町北 1-6-19		3920-0532	3920-0531	
14	東京聖徳病院	北町 3-7-19		3931-1101	3931-1135	
15	慈雲堂病院	関町南 4-14-53		3928-6511	3928-6626	
16	陽和病院	大泉町 2-17-1		3923-0221	3923-0226	
17	豊島園大腸肛門科	春日町 4-6-14		3998-3666	3998-3738	
18	阿部クリニック	桜台 2-1-7		3992-1103	3992-1008	
19	練馬駅リハビリテーション病院	練馬 1-17-1		3557-2611	3557-2613	
	ねりま健育会病院		大泉学園町 7-3-28	5935-6102	5935-6107	
20	東海病院	拠 点 専 門 医 療 院	中村北 2-10-11	3999-1131	3999-7027	
21	久保田産婦人科病院		東大泉 3-29-10	3922-0262	3922-0090	
22	大泉病院		大泉学園町 6-9-1	3924-2111	3924-3389	

【福祉避難所】

名称	所在地	電話番号
関町デイサービスセンター	関町南 4-9-28	3928-5030
富士見台デイサービスセンター	富士見台 1-22-4	5241-6010
土支田デイサービスセンター	土支田 2-40-18	5387-6760
豊玉デイサービスセンター	豊玉南 3-9-13	3993-1341
高松デイサービスセンター	高松 6-3-24	3995-5107
東大泉デイサービスセンター	東大泉 5-15-2	5387-1021
練馬デイサービスセンター	練馬 2-24-3	5984-1701
田柄デイサービスセンター	田柄 4-12-10	3825-1551
光が丘デイサービスセンター	光が丘 2-9-6	5997-7706
大泉デイサービスセンター	東大泉 2-11-21	5387-2201
錦デイサービスセンター	錦 2-6-14	3937-5031
育秀苑デイサービスセンター	桜台 2-2-8	3557-7637
光陽苑デイサービスセンター	西大泉 5-21-2	3923-5264
第二光陽苑デイサービスセンター	関町北 5-7-22	5991-9917
第2育秀苑デイサービスセンター	羽沢 2-8-16	3991-0523
第3育秀苑デイサービスセンター	土支田 1-31-5	6904-0105
やすらぎ舎デイサービスセンター	大泉学園町 7-12-32	5387-5577
やすらぎミラージュデイサービスセンター	大泉町 4-24-7	5905-1191
練馬キングスガーデンデイサービスセンター	早宮 2-10-22	5399-5315
老人デイサービスセンター土支田創生苑	土支田 3-4-20	3978-0801
練馬高松園デイサービスセンター	高松 2-9-3	3926-3026
大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町 2-20-21	5933-0742
高野台デイサービスセンター	高野台 5-24-1	5923-0831
豊玉南しあわせの里デイサービスセンター	豊玉南 2-26-6	5946-2323
デイサービスセンターフローラ石神井公園	下石神井 3-6-13	3996-6600
デイサービスセンターさくらの苑	北町 8-21-19	3931-0008
練馬区立心身障害者福祉センター	貫井 1-9-1	3926-7211
練馬区立大泉学園町福祉園	大泉学園町 3-9-20	3923-8540
練馬区立氷川台福祉園	氷川台 2-16-2	3931-0167
練馬区立光が丘福祉園	光が丘 2-4-10	3976-5100
練馬区立関町福祉園	関町南 3-15-35	3594-0217
練馬区立大泉町福祉園	大泉町 3-29-20	5387-4681
練馬区立石神井町福祉園	石神井町 2-12-5	5393-7438

練馬区立貫井福祉園	貫井 2-16-12	5987-0400
練馬区立田柄福祉園	田柄 3-14-9	3577-2201
都立大泉特別支援学校	大泉学園町 9-3-1	3921-1381
都立石神井特別支援学校	石神井台 8-20-35	3929-0012
東京都練馬福祉園	大泉学園町 9-4-1	3978-5141

(7) 災害時の食事について

いざという時の食に備えて

～普段からの準備があなたの命を守ります～

練馬区

大きな災害時には、流通がまひし、食品の確保が難しくなるため、日頃からの食の備えが大切になります。普段から、ひとりひとりが災害時に必要なものを考え、具体的な備えをしておくことで、大切な命が守られます。

ポイント1 災害発生時、すぐに使えるものを！

取り出しやすく、家族がわかる保管場所に



食品以外のもの
下記を参考にしましょう

ポイント3 あると便利！調理用品

持ち出し用には重さも注意！
持ち出し用の重さは“5～6kg”

【保管方法】

- すぐに取り出しやすく、目に付きやすい場所に保管しましょう
- 屋外に分けて保管する、自家用車のトランクに飲料水や一部携帯用に分けることも良いでしょう
- 家族全員がその保管場所を知っておくことが大切です

ポイント2 非常食の備えは3日分を目安に

家族構成に応じて準備しましょう

3日分の非常食リスト(1人分の量)

	食品名	数量
主食	レトルトのごはん、おかゆ、アルファ米、米 長期保存パン等	9食
主菜副菜	缶詰(肉・魚・野菜類) レトルト食品(肉・魚・野菜)	9食以上
嗜好品	アメ・ビスケット(長期保存用)、チョコレート 果物缶詰、栄養補助食品(ビスケット状・ゼリー 状・ドリンク状) ※お好みの物の準備を	適宜
その他	飲料水は、1人1日3リットルを目安に備える	

食物アレルギーや慢性疾患のある方へ！

災害時には、特別な食品の確保が難しくなります。普段から使い慣れている食品の買い置きが大切です。

買い置きしたい食品の例 日頃から利用できる長期保存(ローリングストック)が可能な食品を買い置き、非常時に役立てましょう

「台所の備蓄」として、予備の飲料水やレトルト食品、缶詰の他、乾物や保存のきく野菜、いも類など1週間分の備蓄が望ましいでしょう。

● 買い置きした食品は、賞味期限や消費期限を確認して普段の食事に利用しながら入れ替えましょう。

主食

- ・真空パックもち
- ・米：水がない時は無洗米が便利

主菜

副菜

乳幼児

高齢者

ポイント3 あると便利！調理用品

衛生的で、安全な食品の取り扱いのために

水が出ない時に、こんな工夫ができます。

- ポリ袋
- ラップ
- キッチンペーパー
- ナイフ
- キッチンはさみ
- アルミホイル
- クッキングペーパー

ポイント4 温かい食事をとるために

体にやさしい、ほっとする食事

電気もガスもない場合

● カセットコンロ

● ガスボンベ

● 準備のガスボンベも用意。(1本で約90分使用できます)

● 準備のガスボンベも用意。(1本で約90分使用できます)

● マッチ(耐湿)やライターの準備も忘れずに。

● 鍋、やかん、大きめの水筒・電気を使わないポットも準備しておくとお便利です。

● 備蓄食品でこんな料理ができます。

● パスタ入りミネストローネ「実だくさんのスープ」

練馬区健康部作成



～いざという時の食に備えて～

腎機能が低下している人の食事のポイント

1. エネルギーの高い食品を選びましょう。

- 菓子パン+無果汁ジュース
- パンにオリーブオイルをつけてイタリア風に
- 味付けに醤油ではなくマヨネーズ
- おやつにかりんとうやチョコレート
- レトルトカレーやシチューでカロリーアップ
- 魚の缶詰は水煮よりもオイル漬けを選ぶ

2. 塩分は、とりすぎない。

- 漬物や麺のスープは残しましょう。

3. 肉や魚など、たんぱく質は控え目にしましょう。

- ご飯やパン、麺類にもたんぱく質が含まれています。
- 牛乳・ヨーグルトなども、たんぱく質が多く含まれます。



4. 水分

- 日頃飲んでいる量を超えないようにしましょう。



《透析をされている方は・・・》

※ 事前にかかりつけ医師に以下について確認しておきましょう！

- ① 災害時はどこで透析をすることが出来るか？
- ② もし、災害時に透析を受ける病院まで行ける状況ではなかったら？
- ③ 透析を受けるまでの期間はどうしたらいい？



《カリウム制限をされている方へ》

果物は、生の果物ではなく缶詰を選びましょう。
野菜ジュース、100%フルーツジュースは控え
無果汁のジュースにしましょう。



＜市販お弁当の食べ方の工夫！（例）＞

お浸し 全部食べる

卵焼き 半分食べる

ご飯を 全部食べる

梅干し残す

醤油やソース 残す

漬物残す

揚げ物 全部食べる

焼き魚 半分食べる

煮物 全部食べる

(8) 災害時透析患者カード（抜粋）

災害時透析患者カード

東京都は、「災害時における透析医療活動マニュアル」の一部を「災害時透析患者カード」として抜粋しました。全文は、東京都福祉保健局疾病対策課ホームページで閲覧、印刷できます。

氏名		生年月日	電話
		S・H 年 月 日	
自宅住所	〒		
緊急連絡先	氏名	続柄	
	住所		
	☎	メール	
透析施設	施設名		
	住所		
	☎	メール	

東京都福祉保健局

P.5359～P.5564

出典：東京都福祉保健局「災害時透析患者カード」

◆ホームページアドレス

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/koho/books.html>

◆問い合わせ先

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課

☎ 03-5320-4471

※電話が繋がらないときは、NTT災害用伝言ダイヤル（171）を利用しましょう。

◆◇◆平常時の心得◆◇◆

■いつも飲んでいる薬を書きとめ、できれば覚えておきましょう。

避難中も欠かさず飲むべき薬はどれか主治医に尋ね、予備薬を準備しておきます。

①	②	③
_____	_____	_____
④	⑤	⑥
_____	_____	_____
◇薬剤アレルギー	有・無	ある場合 _____
◇インスリン	有・無	
インスリンの種類と単位は？		
朝	_____	昼 _____
夕	_____	寝る前 _____
その他の使用法 _____		

■自宅付近と透析施設付近の避難所の場所と行き方を確かめ、家族にも知らせておきます。

◇自宅付近の避難場所

()

◇透析施設付近の避難場所

()

■通院中の透析施設の被災時に備えて、代わりの医療機関を把握しておきましょう。

	医療機関名	電話番号
◇自宅周辺	()	☎ ()
◇親戚・知人宅	()	☎ ()
◇職場周辺	()	☎ ()
◇その他	()	☎ ()

■透析施設と連絡がとれない時の情報手段

◇区市町村防災担当窓口 ☎ ()

◇保健所 ☎ ()

◇東京腎臓病協議会 ☎ (03-3944-4048)

◇NTT災害用伝言ダイヤル ☎ (171)

◇携帯電話災害用伝言板

携帯電話各社のサービスを御確認下さい。

◇NTT災害用ブロードバンド伝言板

(web171)

(<https://www.web171.jp/>)

◇東京都区部災害時透析医療ネットワーク

(23区)

(<http://www.tokyo-hd.jp/index.php>)

◇三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク (多摩地区)

(多摩地区)

(<http://santama.saigai-touseki.net/index.html>)

(<http://santama.saigai-touseki.net/index.html>)

◇日本透析医会災害時情報ネットワーク

(<http://www.saigai-touseki.net/>)

◆◇◆データ◆◇◆

【透析に必要なデータ】

透析に至った原疾患（糖尿病、慢性腎炎、その他 ）
透析導入年月日 昭和・平成 年 月 日
血液型（ 型 Rh ） 目標体重（ドライウェイト）（ kg）
透析曜日（ ） 透析時間（ ）
透析器（ ）（膜面積 m²）
血流量（ ml/min）
穿刺部位（ 右 ・ 左 ）（ 上腕 ・ 前腕 ・ その他 ）
抗凝固剤（ ）
注射薬の投与（ ）
禁忌薬（ ）
合併症（ ）
透析中の血圧低下（ 有 ・ 無 ）
透析中の問題点：
通常時の心胸比（ %）

【検査データ】

(常に新しいものを書き換えましょう。)

平成 年 月 日現在				
	透析前	透析後	ヘモグロ ビン	g/dl
血圧 (mmHg)	/	/	血糖値	mg/dl
尿素窒素 (BUN)	mg/dl	mg/dl	HbA1c	%
クレアチニン (Cr)	mg/dl	mg/dl	AST (GOT)	IU/l
カリウム (K)	mEq/l	mEq/l	ALT (GPT)	IU/l
カルシウム (Ca)	mg/dl	/	HBs 抗原	+ -
リン (P)	mg/dl	/	HCV 抗体	+ -

メモ欄

(9) 災害時の透析医療の確保に関する連絡会名簿

(敬称略)

団体	所属	氏名
透析医療機関	<u>練馬区透析施設連絡協議会</u> <u>臨床技士分科会</u> <u>(順天堂大学医学部附属練馬病院</u> <u>臨床工学室 臨床工学技士)</u>	<u>志村 欣之介</u>
	<u>練馬区透析施設連絡協議会</u> <u>臨床技士分科会</u> <u>(医療法人社団蒼生会 高松病院</u> <u>臨床工学技士透析室相談役)</u>	<u>猪俣 健一郎</u> <u>近藤 清隆</u>
透析患者会	NPO 法人東京腎臓病協議会理事 練馬腎患者ネットワーク議長 (東海病院ひまわり会)	坂本 悦男
<u>透析患者搬送団体</u> <u>連絡会</u>	<u>医療法人社団優腎会</u> <u>優人クリニック 透析室室長</u>	<u>青柳 直樹</u>
	<u>医療法人社団優腎会</u> <u>優人クリニック 透析室</u>	<u>長内 宏樹</u>
	<u>医療法人社団松和会</u> <u>練馬高野台クリニック</u>	<u>今井 照仁</u>
	<u>医療法人社団松和会</u> <u>大泉学園クリニック</u>	<u>広瀬 伸彦</u>
<u>透析患者送迎協議</u> <u>会</u>	<u>NPO 法人通院移送センタータンポ</u> <u>ポ 理事長</u>	<u>小野崎 勝</u>
	<u>有限会社 東洋企画 代表</u>	<u>八木 和之</u>
区	練馬区地域医療担当部 地域医療課長	<u>枚田 朋久</u> <u>清水 輝一</u>

(事務局) 練馬区 地域医療担当部 地域医療課 管理係

※平成28年3月(策定時) 令和2年 月現在

<「災害時における透析医療確保に関する行動指針」検討の経緯>

平成 26 年度第一回「災害時における透析医療の確保に関する連絡会」

開催日

平成 27 年 1 月 14 日（水）

開催場所

練馬区職員研修所 会議室

平成 27 年度第一回「災害時における透析医療の確保に関する連絡会」

開催日

平成 27 年 6 月 4 日（木）

開催場所

練馬区役所東庁舎 5 階 会議室

平成 27 年度第二回「災害時における透析医療の確保に関する連絡会」

開催日

平成 27 年 7 月 16 日（木）

開催場所

練馬区役所西庁舎 3 階 会議室

平成 27 年度第三回「災害時における透析医療の確保に関する連絡会」

開催日

平成 27 年 10 月 16 日（金）

開催場所

練馬区役所本庁舎 19 階 会議室

練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針

平成 28 年 3 月作成

令和 年 月改訂

編集・発行 練馬区 地域医療担当部 地域医療課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

電 話 03-3993-1111 (代表)

F A X 03-5984-1211